

官報 号外

平成二十一年三月二十四日

○国第七十一回 衆議院會議録 第十七号

平成二十一年三月二十四日(火曜日)

議事日程 第九号

平成二十一年三月二十四日
午後一時開議

第一 米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(内閣提出)

第二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律案(内閣提出)

第三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 地域活性化特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

第七 原子力安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

第八 宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

第九 国地方係争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件

第十 人事官任命につき同意を求めるの件

第十一 宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

第十二 地方係争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件

平成二十一年三月二十四日 衆議院會議録第十七号

人事官任命につき同意を求めるの件等七件

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

人事官に篠塚英子君を、
検査官に重松博之君を、

衆議院議員選挙区画定審議会委員に村松岐夫

君、稻葉馨君、大石眞君、小田原満知子君、早川

正徳君及び眞柄秀子君を、

地方係争処理委員会委員に磯部力君、長谷部

恭男君、岩崎美紀子君及び大橋洋一君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に小幡雅男君

を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

○議長(河野洋平君) 久住静代君、小山田修

君及び久木田豊君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

○議長(河野洋平君) 次に、

衆議院議員選挙区画定審議会委員に吉田弘正君

を、

宇宙開発委員会委員に池上徹彦君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、いずれも同意を与えることに決りました。

次に、

国地方係争処理委員会委員に篠崎由紀子君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立立多數。よつて、同意を与えることに決りました。

○議長(河野洋平君) 起立立多數。よつて、同意を与えることに決まりました。

日程第一 米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案(内閣提出)

日程第三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、米穀の新用途への利用の促進に関する法律案、日程第二、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案、日程第三、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長遠藤利明君。

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案及び同報告書

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案及び同報告書
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔遠藤利明君登壇〕

○遠藤利明君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案は、米穀の新用途への利用を促進するため、農林水産大臣が基本方針を定めるとともに、米穀の生産者と米粉、飼料等の製造事業者が連携した取り組みに関する計画等を認定し、認定を受けた計画に基づく取り組みについて、農業改良資金の償還期間の延長等の特例措置を講ずるものであります。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

主党・市民連合から、政府が検討すべき事項に、飲食料品の取引等に係る情報の記録の作成及び保存等並びに加工食品の主要な原材料の原産地表示を義務づけることについて、検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる旨を追加する四会派共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

次いで、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案については、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されましたが、三法律案に對し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三法律案は、去る三月十一日本委員会に付託され、翌十二日三法律案を一括して議題とし、石破

○議長(河野洋平君) 三案を一括して採決いたしました。

日程第一及び第三の両案の委員長の報告はいずれも可決、日程第二の委員長の報告は修正であります。三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

○議長(河野洋平君) 三案を一括して採決いたしました。

我が国における産業活動の革新等を図るために、

の産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、我が国における産業活動の革新等を図るために、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣二階俊博君。

〔国務大臣二階俊博君登壇〕

○国務大臣(二階俊博君) 我が国における産業活動の革新等を図るために、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、世界的な資源価格の不安定化や金融危機など、国際経済の急激かつ構造的な変化が起こっております。このため、現下の経済情勢への緊急対応として、中小・小規模企業の資金繰り支援や

当面の雇用対策といったセーフティーネットを整備しているところであります。

しかし、この危機を乗り越え、我が国経済が持続的に発展していくようにするためには、あわせて、資源や資金、知的財産や技術などの経営資源の一層効果的、効率的な活用を促進し、我が国における産業活動の革新を図ることが必要であります。これにより、現下の経済情勢のもとでの雇用を下支えするとともに、将来に向けた雇用を創出するため、本法律案を提出した次第であります。

これらの措置は、昨年の九月に閣議決定した新経済成長戦略改訂版を実行に移すためのものであります。

まず、産業活力再生特別措置法の一部改正であります。

第一に、事業者の資源生産性の向上を支援します。

資源価格が不安定な今日、我が国産業をこれに左右されにくい体质へと強化することが必要になっています。このため、事業者がみずから資源生産性を向上させるための計画や、資源制約のもとでの新たな市場の開拓が見込まれる製品を生産する計画の認定制度を創設します。認定を受けた事業者に対し、設備投資や組織再編等に対する支援措置を講じます。

第二に、事業者の資金調達の支援を強化します。

金融危機により事業者の資金調達が困難となります。

つつあります。このため、本法に基づき計画の認定を受けた事業者に融資や出資を行う金融機関の信用リスクを軽減するための措置を講ずることに

より、当該事業者の資金調達の円滑化を図ります。第三に、将来の成長の芽となる事業活動に対する支援を強化します。

今日、成長著しい市場のニーズに対応していくためには、自社の経営資源のみならず、技術や知識など他社の経営資源も有効に組み合わせていくことが重要となっています。また、金融危機によりリスクマネーの供給が大幅に落ち込んでいます。このため、株式会社産業革新機構を通じ、このような事業活動に対する出資等の支援を行います。

第四に、中小企業の事業再生支援を強化します。

第一に、事業再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

我が国における産業活動の革新等を図るために、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。三谷光男君。

〔三谷光男君登壇〕
○三谷光男君 民主党の三谷光男です。
民主党・無所属クラブを代表して、議題となりました産業活力再生特別措置法等改正案について質問します。(拍手)

我が国経済は今、深刻な不況下にあります。今三月末決算では、規模の大小を問わず、業種を問わず、企業の業績は大幅な損益赤字が続出する

野全般において、企業同士で協調して効率のよい研究開発と実用化を行う必要があります。このため、鉱工業技術研究組合法の技術範囲の拡大を行うとともに、技術研究組合の株式会社への組織変更を円滑にする措置等を講じます。

第二に、産業技術総合研究所等による企業の研究開発の支援を充実するため、企業等との共同研究成果を産業技術総合研究所等が継承した場合の特許料の特例措置などの所要の措置を講じます。

以上が、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。

以上です。(拍手)

本改正案では、日本政策投資銀行など指定金融機関が支援先企業の再生のために出資を行った場合、日本政策金融公庫が保証を付し、出資先の企業が倒産した場合には同公庫が損失の一部を補てんする措置を導入することとしています。

これは、直接ではないにせよ、事実上、一般事業会社に対し、公的資金による資本注入を行うことにはなりません。金融機能強化法のように、貸し渋りを防ぐために金融機関に公的資金を注入する場合とは異なり、一般事業会社への出資につき公的資金を活用する保証は、まさに異例の措置です。

本来助かるはずの有力企業が一時的な資金繰りの悪化により破綻することになれば、地域経済や雇用、場合によつては経済全体に大きな影響を与えます。今、未曾有の不況のさなかにありますので、可能な限りの手立てを尽くして助けなければなりません。しかし、その基本は融資に係る支援のはずです。なぜ融資ではなく出資の形で公的支援を行うのか、だれもが納得できる理由が必要で

見通しになっています。残念ながら、今の不況がどこまで落ち込むのか、どこまで続くのか、見通せません。

こうした危機的状況の中、本改正案では、危機に対応する緊急支援や企業の収益向上に資する措置、企業再生に資する措置など、景気対策のためのさまざまな措置が盛り込まれています。また、中長期的視点から、今後新たな成長を実現し得る産業構造の転換を図るための施策もあわせて盛り込まれています。

これは、直接ではないにせよ、事実上、一般事業会社に対し、公的資金による資本注入を行うことにはなりません。金融機能強化法のように、貸し渋りを防ぐために金融機関に公的資金を注入する場合とは異なり、一般事業会社への出資につき公的資金を活用する保証は、まさに異例の措置です。

本来助かるはずの有力企業が一時的な資金繰りの悪化により破綻することになれば、地域経済や雇用、場合によつては経済全体に大きな影響を与えます。今、未曾有の不況のさなかにありますので、可能な限りの手立てを尽くして助けなければなりません。しかし、その基本は融資に係る支援のはずです。なぜ融資ではなく出資の形で公的支援を行うのか、だれもが納得できる理由が必要で

す。経済産業大臣、だれもが納得できる理由をお答えください。

加えて、この措置につき、本改正案では、法文には、日本政策金融公庫が指定金融機関の認定企業への出資につき、損失補てんを行うことができるとして定められていません。損失補てんとはいえ、一般事業会社の資本に公的資金を活用する異例の措置に係ることです。なし崩し的に公的資金が資本注入に使われることがあつてはなりません。どのような場合にどのように使うか、法文に定める必要があるのではないかというふうか。なぜ定めないのか、経済産業大臣、お答えください。

また、支援先企業の決定に当たつて、だれがどのように方法で決めるのか、その基準も選定プロセスも明らかにされていません。所管大臣も複数になります。きっと、出資を行う指定金融機関、日本政策投資銀行もその決定にかかわるのでしょう。あるいは、日本政策投資銀行が決めるのであります。損失の補てんの割合は、五〇%から八〇%で調整中とあります。損失補てんはどのように行われるのでしようか。出資に係る損失補てんの限度額は、融資に係る分と合わせ約一兆五千億円です。どの程度の出資規模で、どれくらいの支援件数を想定しておられるのでしょうか。特に、本措置の場合、公布即施行となっています。今、既に年度末です。本改正法成立後は、即対処の話となります。

以上、申し述べてきた本措置についての疑問について、経済産業大臣から明快な説明、答弁を求めています。

ます。

今申し上げた措置の指定金融機関には、日本政策投資銀行が想定されています。また、危機対応業務として、中堅・大企業への長期低利融資、C P買取りなど、資金繰り対策においても、指定金融機関に日本政策投資銀行や商工中金がなっています。

与謝野財務大臣が、三月十日、参議院予算委員会での西田昌司議員との質疑において、商工中金や日本政策投資銀行の民営化を引き合いに出し、政策金融改革について、不況の深刻なものは来ないとということを前提にした制度論であつて、これは間違いであつたと私は思つてゐるという発言がありました。後日、質疑の中で、行き届かなかつた、不十分であつたと発言を修正されました。趣旨は同じことだと考えます。

本法案にも関係があります。危機対応業務として、中堅・大企業への資金繰り対策などが行われています。日本政策投資銀行や商工中金が指定金融機関になつていています。メガバンクなど一般民間金融機関で指定金融機関に手を擧げてくれるところはありません。日本政策投資銀行も商工中金も、昨年十月に民営化され、今、移行期です。移行期だから指定金融機関になつてもらうことが担保されます。完全民営化後は担保されません。

与謝野大臣が、深刻な不況が来ないことを前提とした制度論は間違いであると言われた発言は、私は全くそのとおりであると考えます。

改めて、与謝野財務大臣、二階経済産業大臣に伺います。

日本政策投資銀行並びに商工中金の完全民営化につき、見直しをされる考えがありますか、ありますか。

これは、消えてなくなるお金ではありません。天下の愚策と言われた定額給付金に真水で総額二兆円が投じられ、将来の国の富を、新たな雇用を生み出し得る有用な試みに、どうして四百億円の出資しかできないのでしょうか。経済産業大臣、

ければならないのではないでしようか。新たにリーディング産業を育てる、あるいは新産業を創出する国家戦略を描き、産業の構造転換を促すことで、我が国経済の競争力を高めることができます。中でも、イノベーションの促進により新産業の創出を図ることが重要です。

本改正案には、株式会社産業革新機構の創設が盛り込まれています。官民共同のファンドにより、埋もれた技術などの経営資源を生かして新たな付加価値を生み出すオープンイノベーションへの取り組みに対し、長期リスクマネー・シードマネーを供給する仕組みです。バイオベンチャーやエレクトロニクス関連技術の結合など、さまざまなかたちで有用な投資が考えられます。成長の芽を育てて、開花させ、成長性の高い市場を獲得するため、大事な試みだと考えます。

また、産業革新機構は、民間の実績ある人材、ノウハウを積極的に活用し、民間主導の運営を行なうとされています。一番の問題は人材です。我が国には、眠っている有用なシーズを実用化する目つきのできるプロデュース能力のある人材が不足しています。こうした人材の確保について、また育成について、どのように考えておられるのでしょうか、経済産業大臣のお考えを聞かせてください。

また、本改正案には、中小企業の事業再生について、第二会社方式による再生支援や中小企業再生支援協議会の機能強化など、さまざまな支援措置が盛り込まれています。

中小企業の再生支援に当たつて、ここでも一番の問題は、事業再生に当たる専門人材が圧倒的に

小さ過ぎませんか。いかほどのことができるのでしょうか。

これは、消えてなくなるお金ではありません。天下の愚策と言われた定額給付金に真水で総額二兆円が投じられ、将来の国の富を、新たな雇用を生み出し得る有用な試みに、どうして四百億円の出資しかできないのでしょうか。経済産業大臣、

よくお考えください。

複数年度での出資を考えているとも聞きます。民間出資も合わせ、どれほどの出資規模を考えておられるのでしょうか。また、どれほどの投資件数を想定しておられるのでしょうか。そして、例えばこのケースでは、このような形で、これくらいの金額を想定していると、具体的なケースを交えて御説明ください。

また、産業革新機構は、民間の実績ある人材、ノウハウを積極的に活用し、民間主導の運営を行なうとされています。一番の問題は人材です。我が国には、眠っている有用なシーズを実用化する目つきのできるプロデュース能力のある人材が不足しています。こうした人材の確保について、また育成について、どのように考えておられるのでしょうか、経済産業大臣のお考えを聞かせてください。

不足していることです。中小企業の経営強化や事業再生へのニーズは高まっているのに、強化、再生に当たる人材がないのです。

一方、中小企業側からは、系列の外に、中でも販路を海外に求めて拡大していく際に助けてほしいというニーズが高まっています。

中小企業の経営強化に寄与する人材の育成、確保、そして中小企業の海外事業活動の推進、支援について、本法に規定する中小企業再生支援指針の中に定め、強力にその対策、支援を進めていく必要があると考えますが、経済産業大臣はいかがお考えでしょうか、お考えを聞かせてください。

さらに、本改正案では、資源生産性の向上に取り組む事業者等に対する税制等の支援措置を導入することとしています。省エネ、省資源は一層取り組むべき課題です。大変好ましい支援措置だと考えております。

今、米オバマ政権を初め先進各国は、景気対策として相次いでグリーン・ニューディール政策を打ち出しています。もともと、省エネ・環境分野は、我が国に技術的優位性があります。温暖化防止の観点からももちろんのこと、内需主導の強い経済へと変えていく観点からも最重要点に取り組るべき課題と考えます。

政府は、先般、太陽光発電の新たな買い取り制度の導入を発表しました。世界一の奪還をという威勢のよい言葉とは裏腹に、余剰電力のみを固定価格で買い取るこの新制度では、太陽光発電の飛躍的な普及は進みませんし、新たな需要を生み出す十分な効果はありません。

民主당은, この太陽光発電を初めとした新エネルギーの導入、普及に係る野心的施策も含め、高志のもと、内需の拡大や雇用の拡大に資する環境ニューディール政策を打ち出してまいります。

政府も、今、日本版グリーン・ニューディール政策を検討中と聞きます。どのような施策を考えておられるのでしょうか。環境大臣、お答えください。

最後に、本改正案だけでも景気対策のためのさまざまな措置が盛り込まれています。それはそれで結構なことだと考えます。しかしながら、現下の未曾有の不況から脱するためには、ねらいを絞って、実効性のある施策を、資源を集中して、大胆に実行していくことが必要です。同じ程度に、あれもやります、これもやりますのちよこまか施策ばかりでは、不況脱却の道筋は開けません。

しかししながら、今回の危機の影響により、金融機関から融資を受けることが難しい状態にまで自己資本が減少する企業が生ずるおそれがあり、このような企業には、融資以外の方法による資金供給で支援をしなければ効果的とは言えません。

このため、一定の基準を満たす企業に対し、指定された民間金融機関が行う出資について、仮に損失が生じた場合には、日本政策金融公庫がその一部を補てんすることができる制度を本法案により定めようとしております。

なお、この損失補てんの制度は、本制度の直接の対象となる企業のほか、当該企業の取引先となる多くの中小企業にも効果をもたらすことになると考えております。

次に、出資円滑化のための損失補てん制度の利

用要件を法定すべきとの御指摘がありました。

本法案の出資円滑化のための損失補てん制度の対象となる企業の要件については、詳細は検討中でありますが、その制度趣旨を踏まえた限定的な

民主党は、この太陽光発電を初めとした新エネルギーの導入、普及に係る野心的施策も含め、高志のもと、内需の拡大や雇用の拡大に資する環境ニューディール政策を打ち出してまいります。

最初に、出資円滑化のための損失補てん制度において、融資ではなく出資の形で支援を行う理由についてお尋ねがありました。

世界的な金融危機の影響により、中小企業のみならず、今や中堅・大企業についても資金繰りが厳しさを増しています。政府としては、政策投資銀行や商工中金を通じた総額三兆円規模の低利融資等の対策を講じています。

しかしながら、今回の危機の影響により、金融機関から融資を受けることが難しい状態にまで自己資本が減少する企業が生ずるおそれがあり、このような企業には、融資以外の方法による資金供給で支援をしなければ効果的とは言えません。

このようないくつかの要件については、本法案に具体的に規定してはおりませんが、現行の産活法や日本政策金融公庫法と同様に、法律に根拠を持つ大臣告示等において明確に定める予定であります。

次に、出資円滑化のための損失補てん制度の対象企業の決定方法、損失補てんの割合及び出資規模、件数についてのお尋ねがありました。

ただいま申し上げたとおり、法律に根拠を持つ大臣告示等で定める一定の要件を満たす企業について日本政策金融公庫が損失補てんを付することができるようになりますが、その損失補てんを前提として出資を行うか否かについて、最終的に、指定された民間金融機関が判断することとなります。

損失補てんの割合については、具体的には危機対応業務の関係省庁と調整中でありますが、既に危機対応業務の融資に適用されている損害担保契約の基準も参考に、五〇%を基本としつつ、特に

ものとする考えであります。

〔国務大臣二階俊博君登壇〕

○国務大臣(二階俊博君) 三谷議員にお答えをいたします。

最初に、出資円滑化のための損失補てん制度において、融資ではなく出資の形で支援を行う理由についてお尋ねがありました。

世界的な金融危機の影響により、中小企業のみならず、今や中堅・大企業についても資金繰りが厳しさを増しています。政府としては、政策投資銀行や商工中金を通じた総額三兆円規模の低利融資等の対策を講じています。

しかしながら、今回の危機の影響により、金融機関から融資を受けることが難しい状態にまで自己資本が減少する企業が生ずるおそれがあり、このような企業には、融資以外の方法による資金供給で支援をしなければ効果的とは言えません。

このようないくつかの要件については、本法案に具体的に規定してはおりませんが、現行の産活法や日本政策金融公庫法と同様に、法律に根拠を持つ大臣告示等において明確に定める予定であります。

次に、出資円滑化のための損失補てん制度の対象企業の決定方法、損失補てんの割合及び出資規

模、件数についてのお尋ねがありました。

ただいま申し上げたとおり、法律に根拠を持つ大臣告示等で定める一定の要件を満たす企業について日本政策金融公庫が損失補てんを付することができるようになりますが、その損失補てんを前提として出資を行うか否かについて、最終的に、

指定された民間金融機関が判断することとなります。

損失補てんの割合については、具体的には危機対応業務の関係省庁と調整中でありますが、既に危機対応業務の融資に適用されている損害担保契約の基準も参考に、五〇%を基本としつつ、特に

必要と認められる場合には、原則として最大八〇%とする考えであります。

出資円滑化のための損失補てん制度の規模や件数については、どのような案件が持ち込まれるか次第であります。現時点では明確に申し上げることは困難であります。対象企業が一定の要件を満たす企業に限定されることや指定金融機関の財務基盤等を勘案すれば、おのずと規模や件数は限定されるものと考えております。

次に、商工中金の完全民営化見直しについての御質問がありました。

私は、民営化議論について、災害や貸し渋りなど、いざというときには国の政策的要請にきちんとこころえることのできるようにしなければならないと、再三この主張を繰り返してまいりました。昨年十月一日、株式会社商工中金として開業を開始するに当たり、現下の厳しい状況下でこそ中小企業のための金融機関としてその責務を十全に果たすことが必要である旨、私から申し上げたところであります。

商工中金については、新体制のもとで、こうした使命を果たす一環として危機対応業務が定められておりますが、昨今の状況を踏まえ、一月末から危機対応業務を本格化させ、既に二千億円を超える実績を上げるなど、中小・中堅企業に対する政府の資金繰りの対策の一翼を担っています。現時点では、完全民営化の方針を云々するのではなくて、まずは危機対応業務の運営に全力を挙げて、借り手の立場に立った対応を行うことが何よ

りも重要であると考えております。

次に、産業革新機構への出資規模についてのお尋ねがありました。

産業革新機構への政府出資金につきましては、御指摘のとおり、平成二十一年度の予算案において四百億円計上しております。全体の出資規模としては、複数年で、民間出資と合わせて二千億円程度を想定しております。

投資件数や投資額は、機構の創設後に検討される具体的な案件次第であり、現時点において確定的なことを申し上げることはできません。しかしながら、一般的に、民間投資ファンドにおいて、事業化の初期段階で数億円程度、事業の成長段階では数十億円程度、事業の再編段階では数百億円程度というのが平均的な規模の相場観だと承知しております。機構の出資についても、それに沿うものとなると考えております。

次に、産業革新機構における目つき人材の確保、育成についてお尋ねがありました。

産業革新機構においては、有望なシニアの日書き、いわゆる具体的な投資判断、投資後の経営支援などを行うに当たって、実績のある民間人材が活用されていくことになるものと考えております。

機構は、株式会社といえども、オープンイノベーションを通じて我が国経済の将来の発展に資する事業に資金供給等を行うという公的色彩の強い業務を担っており、実績がある民間人材の中に、もうこうした業務に関心を持つ方はおられるご存じます。

ております。また、可能な限り民間の類似機関に近い待遇が用意されることなどによって、すぐれた人材が確保されるものと考えております。

こうした確保された人材を中心に、現場での経験が積み重ねられ、今後の機構の業務を担う人材が育成されていくことを期待いたしております。

最後に、中小企業再生支援指針に人材育成や海外事業活動の推進を加えるべきとの御指摘がありました。

議員御指摘のとおり、中小・小規模企業が、現下の危機を脱して再生を図り、将来の成長を確かなものとしていくためには、人材育成や海外事業活動に取り組むことは極めて重要な課題であると認識しております。

改正産活法案を国会で御承認いただければ、速やかに中小企業再生支援指針を改定することとし、その中で、中小企業の人材育成や海外事業活動に対する支援についても新たに盛り込みたいと考えています。

その内容は、低炭素社会のみならず、自然共生社会の実現にも資する幅広いものにしたいと考えており、再生可能エネルギーの拡大についてもその大きな柱の一つとなります。

小中学校を初めとする公的施設への太陽光発電パネルの導入やエコポイントを活用した省エネ家電の買いかえ促進など、我が国が世界最高水準の技術を持つ環境分野への戦略的な投資を経済成長や雇用創出につなげていくべく、環境先進国としてふさわしい大胆な政策を打ち出したいと考えております。

関係省庁ともよく連携しながら、政府全体の成長戦略と整合のとれたものとし、できる限り早く取りまとめるべく検討を進めております。(拍手)

ただ、政策金融の制度改革を行った際には、現在のような経済危機、世界同時不況を十分には想定しておりませんでした。政策金融のあり方については、さまざまな御意見があることは承知しております。今後とも各方面の御意見をよく伺つてまいりたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣齊藤鉄夫君登壇〕

○國務大臣(齊藤鉄夫君) 三谷議員は日本版グリーン・ニューディールという言葉を使いになりました。

議員御指摘のとおり、環境を切り口とした経済社会構造の変革を通じて、あるべき日本の姿を提示し、活力ある日本を取り戻そうとするものでございます。

緑の経済と社会の変革という言葉を使つております。

そこで、中小企業の人材育成や海外事業活動に対する支援についても新たに盛り込みたいと考えています。

その内容は、低炭素社会のみならず、自然共生社会の実現にも資する幅広いものにしたいと考えており、再生可能エネルギーの拡大についてもその大きな柱の一つとなります。

小中学校を初めとする公的施設への太陽光発電パネルの導入やエコポイントを活用した省エネ家電の買いかえ促進など、我が国が世界最高水準の技術を持つ環境分野への戦略的な投資を経済成長や雇用創出につなげていくべく、環境先進国としてふさわしい大胆な政策を打ち出したいと考えております。

関係省庁ともよく連携しながら、政府全体の成長戦略と整合のとれたものとし、できる限り早く取りまとめるべく検討を進めております。(拍手)

官報号外

○議長(河野洋平君) 吉井英勝君。

[吉井英勝君登壇]

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、産業活力再生法等の一部改正案について質問いたします。(拍手)

最初にお尋ねいたしますが、この法案提出の背景にある世界経済金融危機は、どこに原因があるのでしょうか。日本は金融危機の被害者であるだけなのでしょうか。

第二回金融サミットに向け、改めて、今般の世界金融危機を引き起こしたのはだれなのかが問われています。それは、インチキな証券化商品を世界じゅうにばらまいたウォール街や欧米の巨大複合金融機関とヘッジファンドであり、投機マネーと信用バブルを膨張させてきたアメリカ政府とIMFではありませんか。

日本政府と日銀は、米国の金融政策に追従し、超低金利の資金を巨大金融機関に供給し続けてきました。日本政府は、被害者ではなく、いわば共犯関係にあるのではありませんか。明快にお答えをいただきたい。

以下、法案について質問します。

第一は、産活法が貧困と格差をもたらしたことについてであります。

そもそも産活法の目的は、企業の選択と集中、リストラを支援し、人、物、金の三つの過剰を解消し、株主資本利益率、ROE等の向上を目指す株主配当優先の米国型経営を推進することで経済全体の再生につなげるというものです。我が党

は、法制定時以来一貫して、経済再生どころか、大量失業と地域の疲弊をもたらすと指摘してきました。

政府は、産活法の成果を、リストラの進捗や小泉構造改革の進展により企業は筋肉質になったと評価しましたが、二〇〇二年春以降、大企業は史上空前の利益を上げ、株主配当は三倍になつたにもかかわらず、労働者の賃金は下がり続けました。家計、個人消費にその恩恵は全く及ばないまま、大不況に突入しました。

産活法制定時に通産大臣であつた与謝野大臣は、リストラは経済全体では合成の誤謬を生むと発言されました。まさに大臣の発言どおりになりました。産活法の目的である株主価値向上とりストラ支援とは、根本的に矛盾するのではありませんか。明確な答弁を求めます。

また、派遣労働の原則自由化など、構造改革を提起したときの経済戦略会議座長であつた学者は、最近、構造改革は今日の貧困と格差の急速な拡大をもたらしたとして、ざんげの書を出しました。与謝野、二階両大臣に反省はありませんか。答弁を求めます。

今、金融危機を奇貨として、自動車、電機などを大企業は空前の大リストラを実行しています。一方、既に政投銀から五百億円もの融資を受けている日産自動車の役員報酬は、一人平均三億五千七百六十六万円で、業界でも突出していません。カルロス・ゴーン会長の報酬は推定十億円とも言われています。

はその検討を約束しましたが、どのような働きかけを行つてきたのか、両大臣に伺います。

第二は、一般事業会社に対する政策金融機関による公的資本の注入、損失補てんについてであります。

法案では、どういう企業が出資の対象となるのか、出資と損失割合の判断基準は何なのか、全く明らかでありません。そもそも、資本注入までして公的に救済される企業の公益性とはどのようなものなのか、際限ない財政負担を招かない歯止めはあるのか、明確な答弁を求めます。

三月十日、与謝野大臣は、民営化した政策金融改革は間違いであったと明言されました。その民営機関に危機対応業務をゆだねることに根本的な疑問を禁じ得ません。両大臣の答弁を求めます。

法案には、出資先企業の経営責任、株主責任についての言及がありません。融資とは違い、出資の場合には、受け入れ企業にその返済義務はなく、資金使途も限定されません。公的に出資しながら、その使途について何の監視もしないのですか。

○議長(河野洋平君) なるべく簡単に願います。

○吉井英勝君(統) かつて基盤技術研究センターは、国費三千億円近くを投入しながら、その九六%を回収できずに大破綻しました。機構がその二の舞にならないという保証はありますか。

以上について、国会が責任の持てる、納得のいく答弁を求めて、私の質問を終わりります。(拍手)

[国務大臣与謝野馨君登壇]

○國務大臣(与謝野馨君) 吉井議員の御質問にお答えします。

今般の世界金融危機の原因についてのお尋ねがあります。

今般の世界的な金融危機は、証券化商品に代表される新しいビジネスモデルが拡大していく中で、市場参加者がそのリスクを適切に管理できず、金融市場が深刻な混乱に陥つたものであります。また、幾つかの先進国においては、規制当局も金融技術革新の速度についていけず、混乱が一

が過ぎました。なるべく簡単に願います。

○吉井英勝君(統) 出資先企業の役員報酬を公開し、制限しますか。また、出資先企業の政治献金について放置するのですか。両大臣の答弁を求めます。

第三に、産業革新機構についてです。

機構は産業再生機構の組織を準用したと言います。

機構は産業再生機構の組織を準用したと言います。機構の発起人、役員、幹部の人選基準は何なのか。政府、経産省に白紙委任しろというのですか。伺います。

○議長(河野洋平君) なるべく簡単に願います。

○吉井英勝君(統) かつて基盤技術研究センターは、国費三千億円近くを投入しながら、その九六%を回収できずに大破綻しました。機構がその二の舞にならないという保証はありますか。

以上について、国会が責任の持てる、納得のいく答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

[国務大臣与謝野馨君登壇]

○國務大臣(与謝野馨君) 吉井議員の御質問にお答えします。

今般の世界金融危機の原因についてのお尋ねがありました。

今般の世界的な金融危機は、証券化商品に代表される新しいビジネスモデルが拡大していく中で、市場参加者がそのリスクを適切に管理できず、金融市場が深刻な混乱に陥つたものであります。また、幾つかの先進国においては、規制当局も金融技術革新の速度についていけず、混乱が一

層深まつものと認識をしております。次に、低金利政策及び過剰流動性のお尋ねがありました。

日本銀行は、バブル崩壊後のデフレという極めて厳しい経済物価情勢に対応するため、御指摘の金融政策を講じたものと考えております。

なお、金利水準が投資行動、市場の流動性等にどのような影響を及ぼすかについては、国内外の経済や金融市场の動向によって、さまざま面が考えられるところであります。

次に、産業活力再生特別措置法の目的と雇用についてのお尋ねがありました。

産業活力再生特別措置法は、雇用の安定等に配慮しつつ、事業の選択と集中により企業の体質を強化し、経済の再生を図ろうとするものであり、この目的は現在でも意義あることと考えております。

しかしながら、ここ数年の状況を見ますと、配当や社内留保が増加する一方、人件費は横ばいで推移しております。また、雇用情勢は急速に悪化しつつあります。

企業は株主だけのものではないとの認識が重要であり、雇用の安定等に十分配慮した上で、企業体質の強化に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、構造改革に対する認識についてのお尋ねがありました。

議員御指摘の著書の趣旨は、日本の社会風土など、人間的な要素を考えないといけないという御主張であると受けとめております。私として

は、市場原理主義的な考え方を無批判に採用するのではなく、弱い立場の人々にも目を向けなくてはならないと考えております。

次に、雇用の維持確保に向けた働きかけについてのお尋ねがありました。

雇用の安定は社会の安定の基盤であり、政労使が一体となって雇用の安定に向けた取り組みを行なうことが必要であります。このため、昨日、雇用維持の一層の推進等を内容とする雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意が取りまとめられたところであります。

次に、政策金融機関の危機対応業務についてお尋ねがありました。

今回の制度は、金融危機の影響があると認められる間に限り、産業活力再生特別措置法の認定を受けようとする企業のうち一定の要件を満たすものに限定して、民間金融機関が行う出資について生じる損失の一部を日本政策金融公庫が補てんする制度であると承知をしております。

これは、世界的な金融危機の影響により、一時的に自己資本が減少するおそれのある企業への出資の円滑化を図ることにより、現下の金融危機に適切に対処するものであります。

なお、政策金融の制度改革を行った際には、現

在のような経済危機、世界同時不況を十分には想定しておりませんでした。政策金融のあり方については、さまざまな御意見があることは十分承知いたしました。

次に、出資先企業の役員報酬についてのお尋ねがありました。

現在、この構造改革によって格差拡大や地方経

産活法の改正案は、雇用規模が大きい等の一定の要件を満たす企業に対しても民間金融機関が行う出資を円滑化するため、日本政策金融公庫が損失の一部を補てんする制度を設けるものと承知をしております。

対象企業が本制度を活用する際には、雇用規模等の要件に加え、一定期間のうちに当該企業の価値の向上が見込まれる事業計画を有していること等を事業所管大臣が確認した上で産活法の計画認定を行うことになるものと承知をしております。

本制度は、一定期間後に価値向上が見込まれるものの、金融危機により一時的に経営状況が悪化した企業の資金繰り対策として講じるものであり、役員報酬のあり方を含め、直接経営に関与することは基本的には想定しておりません。

また、出資先企業の政治献金についての御質問がございましたが、これについては、政治資金規正法の問題でもあり、まずは政党間の議論にゆだねるべきと考えております。

以上です。（拍手）

〔國務大臣二階俊博君登壇〕

○國務大臣（二階俊博君） 吉井議員にお答え申し上げます。

最初に、構造改革の反省点についてのお尋ねがありました。

私自身、小泉内閣の一員として構造改革にいさか取り組んでまいりました。その立場から、構造改革の成果を論評することについては慎重でありたいと考えております。

議員御指摘の著書の趣旨は、日本の社会風土など、人間的な要素を考えないといけないという御主張であると受けとめております。私として

濟の疲弊といったひずみが生じているとの声も聞こえてまいります。しかし、そのすべてが構造改革によるものだとは考へてはおりません。

つまり、構造改革は、不良債権処理を初め、バブル崩壊後の長い低迷から脱却する上で一定の役割を果たしてまいりました。構造改革に光と影の両面があるとするならば、その両面を見た上で評議にによるものだとは考へてはおりません。

一方で、現時点での雇用の維持確保を図ることも重要であり、我が国企業が人を大切にして強くなってきたことを忘れてはなりません。各企業は、人の重要性にかんがみ、状況に応じて最大限の努力をし、最善の経営判断をしていただきたいと考えております。

外 報 (号)

こうした考え方から、私自身も、雇用の安定等について、百六十一の経済産業省所管の業界団体等に対し、加盟企業に周知徹底を図るよう要請を行つてまいりました。

昨日開催されました政労使会合においても、経常側は、雇用の安定が企業の社会的責任であることを十分に認識し、その維持に最大限の努力を行うことなどが合意されたところであります。

今後、この合意に基づき、政労使一体となつて雇用の安定に努めてまいりたいと思います。

次に、出資円滑化のための損失補てん制度の対象企業の要件や財源負担を抑制するための措置についてのお尋ねがありました。

本制度の対象となる企業の要件については、詳細は検討中でありますが、その制度の趣旨を踏まえた限定的なものにする考えであります。

具体的には、例えば世界的な金融危機の影響により、急激に売り上げ等が悪化し、融資だけではなく出資が不可欠であること、一定期間のうちに価値向上が見込まれる事業計画を有すること、雇用規模が大きい企業、またこうした企業に代替困難な基幹部品を供給している企業など、国民経済に及ぼす影響が大きいこと、他の民間金融機関が協調して融資等を行う予定があることといった要件をすべて満たす場合を対象とすることを考えております。

このような本制度の対象企業は、一定の要件を満たす企業に限定されることに加え、民間の指定金融機関による適切な金融審査が行われるよう、損失補てんは、出資の一定割合に対してのみ行う

こと、一定の補償料を徴求することなどの制度設計を行うことにより、財源負担を可能な限り抑制するよう本制度を運用してまいります。

次に、政策金融改革と今般の出資円滑化のための損失補てん制度の関係についてお尋ねがあります。

政策金融改革においては、日本政策投資銀行等の民営化を進めつつも、金融危機等の場合には、これらの機関が果たしてきた政策金融機能が適切に実施され、企業の資金繰りが円滑化されるよう、危機対応制度が設けられています。

今般の出資円滑化のための損失補てん制度は、世界的な金融危機の影響により、融資を受けることが難しい状態にまで自己資本が減少する企業が生じ、そうした事態を放置することによって国民経済の成長や発展に大きな影響が及ぶことがないよう、危機対応制度の特例として設けるものであります。

先ほど申し上げましたとおり、本制度は、金融機能強化法と異なり、企業に直接公的資金を注入するものでないため、国が株主として当該企業の経営を監視する性格のものではありません。

また、本制度は、一定期間後に価値向上が見込まれるもの、金融危機により一時的に経営状況が悪化した企業のあくまでも資金繰り対策として講じるものであり、役員報酬や政治献金のあり方を含め、当該企業の経営に直接関与することは想定しておりません。

次に、産業革新機構の情報公開、人選についてのお尋ねがありました。

産業革新機構は、我が国経済の将来の芽となる事業活動に対し出資等を行う組織であり、債権者に対し債権放棄を求めた産業再生機構とは機能が異なります。そのため、出融資の機能を中心とする政策金融公庫に倣って、機構の出資等の相手を公表する規定は盛り込んでおりません。

経済産業省としては、機構において、個別企業の情報の取り扱いに配慮しつつ、積極的な情報公開が行われるようにしてまいります。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十二分散会

か、取締役等が業務を的確に遂行する上で必要となる投資等に対する高度な専門性を有しているか等を確認してまいります。

最後に、基盤技術研究促進センターと産業革新機構の違いについてお尋ねがありました。

昭和六十年に特別認可法人として設立された基盤技術研究促進センターは試験研究を促進することを目的としていたのに対し、産業革新機構は、試験研究の成果を踏まえた技術やノウハウの事業化プロセスに対して資金供給を行うことを目的としています。

また、組織形態については、基盤技術研究促進センターが特別認可法人だったのに対し、産業革新機構では、営利性を持たせることによって民間活力を最大限に活用し、投資の収益性を確保できるよう、株式会社形態を採用しています。

こうしたことを通じ、産業革新機構では、財政資金を損なうことなく、我が国における将来の成長の芽となる事業活動の支援を図ることができるとして考えております。

以上です。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

発起人による機構の設立及び取締役等の選解任についての質問に対する回答は、経済産業大臣の認可を定めておりま

す。これらの認可に当たっては、法の趣旨に照らして適切に業務を執行する体制が確保されている

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたしました。

九

官 報 (号 外)

国立感染症研究所村山庁舎のBSSL—4施設の稼動に関する再質問主意書(加藤公一君提出)
国有林野事業に関する質問主意書(森本哲生君提出)
我が国の幹細胞研究に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための海上警備行動による自衛隊の派遣に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
行政手続法に基づく意見公募手続に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
温室効果ガスの排出枠の購入に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
前財務大臣のバチカン市国内における行状並びに同行者の対応等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
農林水産省職員によるヤミ専従問題に係る調査の組合側への事前通告に対する農林水産大臣及び同省事務次官の認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
一九八〇年三月当時の在ソ連日本大使館における大使館員の行動に係る内規等に関する質問(鈴木宗男君提出)
事務担当の内閣官房副長官の適性に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
一、二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
一、脳脊髄液減少症に関する質問主意書(山井和則君提出)

我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
経済危機克服のための有識者会合において株式取引を怪しいと述べた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
(答弁書受領)
一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出一九八〇年三月当時の在ソ連日本大使館における大使館員の行動に係る内規等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出事務担当の内閣官房副長官の適性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美君提出核兵器問題等に関する質問に対する答弁書
ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する質問主意書

平成二十一年三月十日提出 質問 第一九九号
ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男
平成二十一年三月十日提出 質問 第一九九号
ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男
年十月二十日、ビザなし交流で日本を訪問していたロシア外務省在ユジノサハリンスク外交代表のウラジーミル・ノソフ氏が根室市で記者会見(以下、「記者会見」という。)した際に、我が国民がビザなし交流で北方四島を訪問する際、来年度からロシアの出入国カードへの記入が必要になる旨述べている。先の質問主意書で、「記者会見」直後の昨年十月の段階で、外務省としてノソフ氏の発言についてロシア政府側にきちんととした照会、確認を行ってきたと理解して良いか、また在ユジノサハリンスク日本総領事館は、昨年十二月二十五日より前の「記者会見」がなされた昨年十月の段階から、ロシア外務省在ユジノサハリンスク外交代表であるノソフ氏に対し、「記者会見」の内容について何らかの照会をしてきたかと問うたところ、「政府答弁書一」では「御指摘の者の御指摘の発言に至るまでロシア連邦政府から求められていました」と照会をしてきたかと答えたところ、「政

ア連邦日本大使館からロシア連邦外務省に対し、本年度の人道支援物資供与事業に関する内

部調整の状況を確認した」とある様に、昨年十二月末に外務省がロシア側に対して人道支援事業について問い合わせをしていることは当方も既に承知している。また、ロシア政府より正式に出入国カード提出の要求がなされたのは、本年一月二十三日であることも承知している。当方の質問の本質的な趣旨は、昨年十二月二十五日より前の、「記者会見」が行われた直後の昨年十月二十三日であることをも承知している。当

連邦との関係もあり、差し控えたい」等として答弁を避けることのない様に要請する。

二 二で、昨年十二月二十五日より前の、「記者会見」が行われた直後の昨年十月の段階から、外務省として、近い将来ロシア側から正式に入国カード提出の要求がなされることを予見し、将来的に問題が発生することを事前に防ぐため、ロシア側に「記者会見」の真意を問う等、前もって何らかの対応をとってきたのなら、具体的にどの様な対応をとってきたのか説明されたい。

官報(号外)

シア側から正式に出入国カード提出の要求がなされることを予見し、将来的に問題が発生することを事前に防ぐため、ロシア側に「記者会見」の真意を問う等、前もって何らかの対応をとつてきただのなら、実際にどの様な対応をとつてきたのか説明されたい。

三 一で、昨年十二月二十五日より前の、「記者会見」が行われた直後の昨年十月の段階においては、外務省として、近い将来ロシア側から正式に出入国カード提出の要求がなされることを予見せず、また、将来的に問題が発生することを事前に防ぐため、ロシア側に「記者会見」の真意を問う等、前もって何らかの対応をとることをしなかつたのなら、それはなぜか説明されたい。

平成二十一年三月十日提出
質問 第二〇〇号
一九八〇年三月当時の在ソ連日本大使館における大使館員の行動に係る内規等に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

一 一九八〇年三月当時の在ソ連日本大使館における大使館員の行動に係る内規等に関する質問主意書

五 一九八〇年三月、「大使館」の防衛駐在官であった平野滋治氏らが、グルジアの首都トビリシを視察中にレストランで食事した際、毒を盛られたウオッカを飲まれ、めまいや吐き気、背中の激しい痛み等、毒物中毒の症状に襲われるという事件(以下、「毒ウオッカ事件」という)が起きた。本年一月三十日、講談社より発行された『ドキュメント秘匿検査』という著書の七十一頁に「漆間は赴任後、早速トビリシに行き、『毒ウオッカ事件』の現場を視察している。スターインの出生地であるゴリを見て歩いたあと、漆間は事件の舞台となつたレストランバーに、客を装つて入つたのである。」、七十三頁に「のちに警察組織のトップに立つ漆間は、警察官として単身、体を張つて現場を視察したわけだが、平野の吐瀉物の鑑定が不可能だったことが、事件の真相は謎のままである。」との記述があるが、右記述は事実を反映しているか。

二 「内規」はいつからいつまで存在したか。
三 「内規」に違反した者に対する罰則は、當時設けられていたか。
四 現在内閣官房副長官の任に就いている漆間巖氏はかつて一等書記官として「大使館」に赴任し

一 一九八〇年当時、在ソ連日本大使館(以下、「大使館」という)においては、大使館員がソ連国内を行動する際は、単独ではなく必ず二人以上で行動する様義務付ける内規(以下、「内規」という)があつたと承知するが、確認を求める。

六 五で、事実ならば、それは「内規」に違反する行動であつたと思料するが、漆間氏に對して何らかの処分はなされたか。
七 六で、なされていないのなら、それはなぜか。
八 質問する。

平成二十一年三月十九日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二 「内規」はいつからいつまで存在したか。
三 「内規」に違反した者に対する罰則は、當時設けられていたか。
四 現在内閣官房副長官の任に就いている漆間巖氏はかつて一等書記官として「大使館」に赴任し

内閣衆質一七一第二〇〇号

平成二十一年三月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿衆議院議員鈴木宗男君提出一九八〇年三月当时
の在ソ連日本大使館における大使館員の行動
に係る内規等に関する質問に対し、別紙答弁書
を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九八〇年三月
当時の在ソ連日本大使館における大使館
員の行動に係る内規等に関する質問に対す
る答弁書

一から七までについて

お尋ねについては、当時の記録が残つておら
ず、お答えすることは困難である。平成二十一年三月十日提出
質問 第二〇一號事務担当の内閣官房副長官の適性に関する質
問主意書

提出者 鈴木 宗男

内閣官房副長官であることを明らかにした。
その一方で、同月九日の参議院予算委員会にお
いて、漆間副長官は、自身が「新聞報道」にある
様な、「献金事件」の捜査が自民党側に及ぶこと
はないとの発言をしたことは記憶にない旨述べ
ている。同日付朝日新聞夕刊一面には、「自民
党側は立件できないと思う」(朝日新聞)、「自民
党の方にまで波及する可能性はないと思う」(読
売新聞)、「この件で(東京地検が)自民党の方ま
でやることは絶対ない」(日本経済新聞)、「自民
党議員に波及する可能性はないと思う」(共同
通信)と、「新聞報道」の具体例が挙げられてお
り、それぞれ表現の違いはあるが、全て漆間副
長官が「献金事件」に関して、自民党という具体
的な政党名を挙げ、コメントしていくことが報一 事務担当の内閣官房副長官に求められる適性
にはどの様なものがあるか。政府の見解如何。

二 正直の定義如何。

三 事務担当の内閣官房副長官の適性に、正直で
あることは求められるか。

平成二十一年三月二十四日 衆議院会議録第十七号 議長の報告

四 事務担当の内閣官房副長官の適性に、記憶力
の良さは求められるか。五 本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資
金規正法に違反する形で西松建設より献金を受
けたとして、小沢代表の資金管理団体の会
計責任者である公設第一秘書が逮捕された。同
月六日付の新聞等が、ある政府高官が右の事件
(以下、「献金事件」という。)に関し、「自民党に
及ぶことは絶対にない。(請求書のようなものが
あれば別だが、金額が違う。立件はない」との
旨述べたと報じたこと(以下、「新聞報道」とい
う。)が話題になつたことを受けて、河村建夫内
閣官房長官は同月八日、右の政府高官とは漆間
副長官であることを明らかにした。その一方で、同月九日の参議院予算委員会にお
いて、漆間副長官は、自身が「新聞報道」にある
様な、「献金事件」の捜査が自民党側に及ぶこと
はないとの発言をしたことは記憶にない旨述べ
ている。同日付朝日新聞夕刊一面には、「自民
党側は立件できないと思う」(朝日新聞)、「自民
党の方にまで波及する可能性はないと思う」(読
売新聞)、「この件で(東京地検が)自民党の方ま
でやることは絶対ない」(日本経済新聞)、「自民
党議員に波及する可能性はないと思う」(共同
通信)と、「新聞報道」の具体例が挙げられてお
り、それぞれ表現の違いはあるが、全て漆間副
長官が「献金事件」に関して、自民党という具体
的な政党名を挙げ、コメントしていくことが報

〔別紙〕

じられている。また、同月十日付読売新聞四面
には、— 懇談で私(TBS記者)が「自民党の議員
にも(検査は)及ぶことはないか」と聞いた。

それに答えた記憶は。

「直接、政党名を挙げて聞かれた記憶がない。」

「直接、政党名を挙げて聞かれた記憶がない。」

と、同月九日の漆間副長官の記者会見における

記者とのやり取りの詳細が報じられている。こ
の様に、漆間副長官が「献金事件」に関して自民
党という具体的な政党名を挙げてコメントした
と明確に述べる意見が多数あるが、それでも
「新聞報道」にある「献金事件」に関する自身のコ
メントについて「記憶にない」とする漆間副長官
の発言は、正直なものであると政府は認識して
いるか。六 五の漆間副長官の発言にある様に、わずか四
日前の出来事を「記憶にない」とすることは、記
憶力の良さという観点から、事務担当の内閣官
房副長官の適性にかなうか。政府の見解如何。

右質問する。

二について

「正直」の定義については、例えば、いつわり
のないこと、また、率直なこと(出典 広辞苑)
とされていると承知している。

三について

一般に、内閣官房副長官は誠実であることが
求められるものと考えている。

四及び六について

「記憶力の良さ」の意味するところが明らかで
はないため、お答えすることは困難である。

五について

漆間副長官は、本年三月九日の参
議院予算委員会及び総理大臣官邸における記者
会見において、御指摘の「新聞報道」について
は、個人的な経験及び識見に基づいて、あくま
で一般論として違法性の認識の立証がいかに難
しいか等を述べたものであり、特定の政党や議衆議院議員鈴木宗男君提出事務担当の内閣官房
副長官の適性に関する質問に対する答
弁書内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

一について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

二について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

三について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

四及び六について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

五について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

六について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

七について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

八について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

九について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

十について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

十一について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

十二について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

十三について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十四条第三
項は、「内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務
を助け、命を受けて内閣官房の事務をつか
さざり、及びあらかじめ内閣官房長官の定める
ところにより内閣官房長官不在の場合その職務
を代行する。」と規定しており、内閣官房副長官
にはそのため必要な適性が求められると考え
ている。

員への捜査の帰趨等、検察による捜査の中立性あるいは公平性を否定するような発言はしていないと考えていた旨を説明した上で、本人の真意が伝わらない形で報道され、多くの皆様に御迷惑をかけたことについて陳謝したと承知している。

平成二十一年三月十一日提出

質問 第二〇二号

核兵器問題等に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

官報 (号外)

ヒロシマ・ナガサキの被爆体験を持ち、核兵器廃絶を国として取り組んでいるわが国にとって、核兵器に関する認識や立場は極めて重大な問題である。従つて、核兵器等に関する次の事項について質問する。

二〇〇四年十月に発表された『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書―未来への安全保障・防衛力ビジョン―は、その「2. 統合的安全保障戦略 (1) 日本防衛 イ 同盟国との協力」の項目次のように述べている。

「日本防衛のための第二のアプローチは、同盟国との連帯行動である。日米安全保障条約に基づく日米同盟こそ、このための恒常的制度である。日本周辺の国際環境は、すでに述べたとおり、依然として不安定性に満ちており、核兵器などの大量破壊兵器による紛争の可能性も完全には否定できない。弾道ミサイルによる脅威も存在する。その意味で、今後とも日米同盟の信頼性を相互に高

めつつ、抑止力の維持を図る必要がある。とりわけ核兵器などの大量破壊兵器による脅威については、引き続き、米国による拡大抑止が必要不可欠である。」

この報告書の表現は、核兵器以外の大量破壊兵器である生物・化学兵器による攻撃に対しても、米国の核による報復があり得ることを示している。

これに対し、二〇〇四年策定の「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱」では、「核兵器の脅威に対する対応は、米国の核抑止力に依存する」とだけ述べている。このことは、日本政府が懇談会報告書とは異なる立場をとり、核兵器以外の攻撃に対しては、核兵器による報復を日本は望んでいないことを明確に示したものだとも解釈できるが、一方で、一九九五年策定の「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱」の「核兵器の脅威に対する対応は、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存するものとする。」と基本的に同じ内容であり、單に、前回の内容を踏襲しただけとの解釈もできる。

一 「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱」の解釈について

二〇〇四年策定の「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱」は、「核兵器の脅威に対する対応は、米国の核抑止力に依存する。」とだけ述べている。この表現は、日本に対し核兵器による攻撃があつた場合は、米国の核兵器で報復する可能性を表明することによって、そのような攻撃を抑止することを意図すると同時に、核兵器以

外の生物兵器、化学兵器、通常兵器による攻撃に対する対応は、米国の核兵器による報復のオプションを米国が維持することを日本は期待していないということを表明したものか。

オーストラリアのケビン・ラッド首相と福田康夫前首相との合意によって設立された「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」の共同議長を務める川口順子元外相とギャレス・エバンス元オーストラリア外相が、平成二十一年二月十五日前にワシントンで第二回の同委員会会合の記者会見を開いた際、エバンス元外相は、両議長らが米国政府の要人ら―ジョセフ・バイデン副大統領、ジム・ジョーンズ大統領補佐官(国家安全保障問題担当)、ジム・ケリー上院外交問題委員会委員長、ハワード・バーマン下院外交問題委員会委員長、ブラッド・シャーマン下院テロリズム・不拡散・貿易小委員会委員長、ジエームズ・スタンバーグ米国務副長官―に会つたことに触れて、次のように述べている。

「最後に、[米]政権に私たちが訴えている第五のポイントは、米国の核ドクトリンに目に見える変化があることが非常に重要だということです。私たちは、米国の核兵器の唯一の目的は、米国およびその同盟国を、他国による核兵器の使用から守ることであるべきだということです。私たちの核ドクトリンの一部であつて、核兵器の閑わない他の脅威に対して、核兵器の使用の威嚇をしたり、使用を認めたりするのは米国のドクトリンの一部であつてはならない」ということを明確に主張しまし

た。もちろん、現在拡大抑止を享受している同盟国ための安全の保証が必要ですが、このような変化は、国際的に心理的状況を変え、軍縮と拡散防止の両方のための弾みを強化する上で、他のものと同様、非常に重要な一步だと信じています。」

このエバンス元外相の発言内容に関しては、川口元外相は、「核のドクトリン、核兵器の役割を核兵器に対する抑止に限定をするという姿勢で。もちろん、核抑止という傘の下に日本はあるわけですから、その場合も日本への安全保障におけるのは日本だけではありませんから、そういった国への安全保障をきちんと保証するといふことは前提なのですが、という話をしました」と同日の記者会見の中で述べている。

二 核兵器先制不使用政策に関する立場について

米国が、米国またはその軍隊および同盟国が核兵器による攻撃を受けた場合以外は、核兵器を使用しないという先制不使用政策(ノーファースト・ユース政策)を明確に表明することを日本政府は積極的に支持するか。

三 核兵器の大削減に関する立場について

1 平成二十年八月に採択された米国民主党の選挙綱領は、「我が国の安全を高めると同時にNPT(核兵器不拡散条約)の下での約束の履行に役立てるため、米国の核兵器の検証可能な大幅削減を追求し、また、世界全体の核兵器を劇的に減らすために他の核兵器保有国と協力する」と述べており、バラク・オバマ

- 米大統領は、この方針に従つた政策を遂行することを表明しているが、日本政府は、米露の大幅核削減を支持するか。
- 2 まず米露の配備核弾頭の合計を千発ずつにすべきだとの提案がなされているが、日本政府は、このような削減を支持するか。支持しないとすればなぜか。
- 3 他の核兵器保有国の核弾頭数が現状のままにとどまつた場合、米露の核弾頭数は、何発べらりまで下げるよいと日本政府は考えるか。
- 4 米露の核弾頭数を、例えば、それぞれ二百発にするためには、他の核兵器保有国の核弾頭数をどの程度に下げる必要があると考えるか。

四 自衛のための核兵器について

- 1 日本政府は、これまで、憲法上は自衛のためなら核兵器を持ち得るとの解釈を示しているが、具体的にどのような核兵器なら自衛のための核兵器と呼び得ると考えるか。
- 2 N A T O (北大西洋条約機構)諸国には、核地雷や单射程の核砲弾などが配備されていたことがある。このような核兵器を日本が保有したことになるが、日本政府の言う自衛のための核兵器というのはこのようなものを指すのか。そうでないとすると、どのような核兵器が自衛のための核兵器になり得るのか。
- 右質問する。

内閣衆質一七一第二〇二号

平成二十一年三月十九日

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出核兵器問題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出核兵器問題等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、日米安保体制の下、米国が有する核戦力と通常戦力の総和としての軍事力が、我が国に対する核兵器によるものを含む攻撃を抑止するものと考えている。

二について

いわゆる核兵器の先制不使用については、現時点では核兵器国間での見解の一致がみられていないと承知しているが、国際社会には、核戦力を含む大規模な軍事力が存在し、また、核兵器を始めとする大量破壊兵器等の拡散といつた危険が増大するなど、引き続き不透明・不確実な要素が存在する中で、我が国としては、日本が保有することになるが、日本政府の言う自衛のための核兵器というのはこののようなものを指すのか。そうでないとすると、どのような核兵器が自衛のための核兵器になり得るのか。

四について

我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条第二項によつても禁止されているわけではない。したがつて、核兵器であつても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとすれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではない。他方、右の限度を超える兵器の保有は、憲法上許されないものである。政府は、憲法の問題としては、従来からこのように解釈しており、この解釈は、現在も変わつていいない。

憲法と核兵器の保有との関係は右に述べたとおりであるが、我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられないものを含めて政策上の方針として一切の核

三について

我が国は、米国、ロシア連邦を始めとするすべての核兵器国に対して、核軍縮を呼び掛けており、米国、ロシア連邦等による核兵器削減に向けた努力は、核兵器の不拡散に関する条約（昭和五十一年条約第六号）を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持及び強化に貢献するものとして、歓迎されるものと考える。具体的な核弾頭の削減数に関するお尋ねについて

一 政府が外国債を保有する目的は何か。

二 政府において外国債の購入及び売却を検討し、最終的な決定を下すのはどこか、その担当部署並びに担当責任者の官職氏名をそれぞれ明らかにされたい。

三 政府が保有する外国債につき、国別の保有額並びにそれぞれの過去五年間の推移を明らかにされたい。

四 政府が米国債を保有する目的は何か。

五 政府において米国債の購入及び売却を検討し、最終的な決定を下すのはどこか、その担当部署並びに担当責任者の官職氏名をそれぞれ明らかにされたい。右は、二と異なるか。

六 五で、異なるのなら、その理由を明らかにされたい。

七 政府が保有する米国債の種類及びそれぞれの

兵器を保有しないという原則を堅持し、また、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）及び核兵器の不拡散に関する条約により一切の核兵器を保有し得ないこととしているところであり、お尋ねにお答えすることは困難である。

平成二十一年三月十一日提出
質問 第二〇三号

一 政府が外国債の購入及び保有等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府による外国債の購入及び保有等に関する質問主意書

保有高を明らかにされたい。

八 政府が保有する米国債につき、過去五年間に

おける購入日時並びに購入額を種類別に明らかにされたい。

九 政府が保有する米国債につき、過去五年間に

おける売却日時並びに売却額を種類別に明らかにされたい。

十 米国政府が保有する日本国債の種類及びそれ

ぞれの保有高について、政府は把握している

か。把握しているのならば、それぞれについて

明らかにされたい。

十一 米国政府が保有する日本国債につき、過去

五年間における購入日時並びに購入額を政府は

把握しているか。把握しているのならば、種類

別に明らかにされたい。

十二 米国政府が保有する日本国債につき、過去

五年間における売却日時並びに売却額を政府は

把握しているか。把握しているのならば、種類

別に明らかにされたい。

十三 過去に日米首脳会談が行われた際、米国側

若しくは我が国より、それぞれの国債の購入の要請がなされたという事実はあるか。

十四 本年二月二十四日、麻生太郎内閣総理大臣は米国を訪問し、オバマ大統領と首脳会談を行つたが、右会談において、オバマ大統領より麻生総理に対し米国債購入の要請がなされたという事実はあるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第二〇三号

平成二十一年三月十九日

内閣總理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による外國債の購入及び保有等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による外國債の購入及び保有等に関する質問に対する

答弁書

一から三までについて

政府は、外國為替資金において、外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第三項並びに特別会計に関する法律

(平成十九年法律第二十三号)第七十一条第一項及び第七十六条第一項の規定に基づき、本邦通

貨の外國為替相場の安定を実現するために必要

となる外國為替等の売買等を円滑に行うため、

外國政府の発行する債券を含む外貨証券を保有

している。

外國為替資金が置かれる外國為替資金特別会

計は、特別会計に関する法律第七十二条の規定

に基づき、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理することとされている。また、外國

為替資金の管理及び運営に関する事務は、財務

省組織令(平成十二年政令第二百五十号)第八条

第二号の規定に基づき、財務省国際局の所掌事務とされており、局長は玉木林太郎である。

外國為替資金が保有する外貨証券の残高は、特別会計財務書類において、平成十五年度末で

約六兆九十九億円、平成十六年度末で約七

十兆二千六百五十七億円、平成十七年度末で約

七十四兆八千百五十億円、平成十八年度末で約

八十二兆三千五百十七億円、平成十九年度末で

約九十二兆四千四百八十六億円となつていて、

なお、外貨証券の発行国別の保有残高について

は、金融・為替市場に不測の影響を与えるおそ

れがあるため、公表しないこととしており、お

答えすることを差し控えたい。

また、政府は、財政融資資金において、財政

融資金法(昭和二十六年法律第二百号)第一条及

び第十条第一項第九号の規定に基づき、資金の

確実かつ有利な運用を行うため、外國政府、國

際機関及び外國の特別の法令により設立され

た外國法人の発行する債券(以下「外國債」とい

う。)に運用することができる」ととされてい

る。

財政融資資金は、財政融資資金法第三条の規

定に基づき、財務大臣が、法令で定めるところ

に従い、管理及び運用することとされている。

また、財政融資資金の管理及び運用に関する事

務は、財務省組織令第七条第十六号の規定に基

づき、財務省理財局の所掌事務とされており、

局長は佐々木豊成である。

財政融資資金が保有する外國債の残高は、特

別会計財務書類において、平成十五年度末で二

千八百九十八億円、平成十六年度末で二千五百

億円、平成十七年度末で二千百億円、平成十八

年度末で二千百億円、平成十九年度末で千四百

億円となつていて。また、外國債の発行国別の

保有残高は、平成十九年度末で、オーストリア

が五百億円、イタリアが四百億円、スウェーデ

ンが三百五十億円であり、その他は国際機関の

発行する債券となつていて。

四から六までについて

政府は、外國為替資金において、米国債を保

有しているが、その保有目的及び担当部署等は

一から三までについて述べたとおりである。

七から九までについて

外國為替資金においては、本邦通貨の外國為

替相場の安定を実現するために必要となる外國

為替等の売買等を円滑に行うため、米国債を中

心に外貨証券を保有しているが、発行国別の保

有残高、債券の種類及び売買実績等について

は、金融・為替市場に不測の影響を与えるおそ

れがあるため、公表しないこととしており、お

尋ねについてお答えすることを差し控えたい。

十について

米国財務省によれば、米国政府は、為替安定

基金(Exchange Stabilization Fund)において、

平成二十一年一月三十一日現在、日本国債を七

十一億三千五百九十九万二千九百七十六・六米ド

ル保有していると承知しているが、その種類の

内訳については承知していない。

十一及び十二について

お尋ねの件については承知していない。

官報(号外)

十三について
お尋ねのような事実は確認されていない。
十四について
お尋ねのような事実はない。

平成二十一年三月十一日提出
質問第二〇四号

外務省職員による公務出張に際してのマイレージ取得の自粛に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員による公務出張に際してのマイレージ取得の自粛に関する第二回質問主意書

書

昨年、中央省庁の官僚が深夜にタクシーを利用する際、運転手からビール等の飲料や金品の提供を受けていたいわゆる「居酒屋タクシー」の問題が明らかになったことを受け、政府として同年六月十二日、各省庁に、職員が公費出張で飛行機を利用する際に私的にマイレージを取得すること(以下、「マイレージ取得」という)を自粛する様指示を出し、外務省においても、同月二日以降の公費出張について「マイレージ取得」をしない様、省内の電子メールで全職員に通達(以下、「通達」という)を出しているものと承知する。〔前回答弁書〕(内閣衆質一七一第一五五号)では、「先の答弁書(平成二十一年一月三十日内閣衆質一七一第四〇号)」から三までについて述べたとおり、外務省において職員が国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」)

という。に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に、当該航空機の利用により取得するマイレージについては、公費節減の観点から適切に活用することとする方針は平成二十一年一月一日より適用している新たなものであり、このような方針に沿って職員が対応することについて問題はないと考えている」と、本年一月一日以後、「マイレージ取得」に関して、「通達」に変わる新たなルール(以下、「新ルール」という。)が適用されていることが明らかにされている。右を踏まえ、再度質問する。

一 外務省において「新ルール」を策定し、決定した部署はどこか。

二 「新ルール」にある「公費節減の観点から適切に活用する」とは、外務省職員が「マイレージ取得」により取得したマイレージを具体的にどのように活用することを指しているのか説明されたい。

三 前回質問主意書で、「新ルール」が外務省において適用される様になってから、同省職員が公費出張で飛行機を利用する際にマイレージを取

得し、それが公費節減の観点ではなく、私的な使途に消費されたという事例は確認されているが、また、同省として右の様な事例がないか、把握努めてきているかと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省において職員が旅費法に

いる範囲では、御指摘のような事例があつたとは承知しておらず、職員は適切に対応しているものと認識している」との答弁がなされている。右答弁にある「適切な管理」とはどの様なものを探しているか。例えば、「新ルール」において外務省職員は、自身が取得したマイレージの額を報告する等の義務を課せられているのか。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による公務出張に際してのマイレージ取得の自粛に関する第三回質問に対する答弁書

四 三の答弁には「外務省において把握している範囲」とあるが、外務省として、どの様な手段で同省職員による「マイレージ取得」の実態及びそのマイレージの活用状況を把握しているのか。外務省において、同省職員の「マイレージ取得」並びにマイレージの活用状況を把握するため、何らかの特別な体制がとられているのか。

五 三の答弁には「外務省において把握している範囲では、御指摘のような事例があつたとは承知しておらず、職員は適切に対応しているものと認識している」とあるが、外務省が、同省職員が「新ルール」に反する形でマイレージを私的な使途で消費していることはないとする根拠は何か。

六 外務省において、同省職員が「新ルール」に違反した場合、罰則は設けられているか。右質問する。

外務省において職員が旅費法に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に、当該航空機の利用により取得するマイレージについては、第三者がその状況を必要に応じて確認できるようにすること等により、適切な管理に努めており、外務省において把握している範囲では、御指摘のような事例があつたとは承知していない。

内閣衆質一七一第二〇四号
平成二十一年三月十九日
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による公務出張に際してのマイレージ取得の自粛に関する第三回質問に対する答弁書

平成二十一年三月十一日提出
質問 第二〇五号

月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

現在どの様な目的で使われているのか説明されたい。

三 「大使館」の旧建物の総敷地面積はいくらか明らかにされたい。

四 「大使館」の旧建物のうち車庫、倉庫等として用いられている部分は、三の総敷地面積の何割を占めているか。

五 二〇〇六年三月十七日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六四第一三〇号)では、「大使館」の新事務所の床面積が約一万六千五百平方メートルであることが明らかにされているが、「大使館」の新建物の総敷地面積はいくらか。

六 「大使館」の新建物の中に、車庫や倉庫として用いられている部分はあるか。あるのなら、右の部分は「大使館」の新建物の総敷地面積の何割を占めているか。

七 そもそも「大使館」の旧建物の一部が、月額約八百三十六万円もの多額の賃借料を支払ってまでも、現在も車庫、倉庫等として使われているのはなぜか。どの様な経緯でその様になつたのか。

十 九で、あるのなら、当該在外公館の旧建物は現在何の用途で用いられているのか、また、そもそもなぜ新建物への移転後も旧建物を引き続き使用することとなつたのか、更には旧建物に支払っている月額の賃借料はいくらか、それぞれ全て明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一〇五号
平成二十一年三月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本大使館の旧建物及び大使公邸に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出月額約八百三十万円の賃借料が発生している在ロシア日本大使館の旧建物及び大使公邸に関する質問に対する答弁書

平成二十一年三月十二日提出
質問 第二〇六号
パキスタンの核兵器開発を主導した科学者に対する我が国企業の核資機材輸出に関する第三回質問主意書

一及び二について
在ロシア日本国大使館(以下「大使館」とい

いうのが普通であると考えるが、なぜ旧建物の処理がスムーズに進まないのか説明されたい。

九 「大使館」を除く我が国の在外公館のうち、「大使館」同様、新建物への移転が済んでからも、何らかの用途で旧建物を現在も引き続き使

用しており、その賃借料を現在も支払っているものはあるか。

九で、あるのなら、当該在外公館の旧建物は現在何の用途で用いられているのか、また、そもそもなぜ新建物への移転後も旧建物を引き続き使用することとなつたのか、更には旧建物に支払っている月額の賃借料はいくらか、それぞれ全て明らかにされたい。

七及八について
先の答弁書(平成二十一年二月二十四日内閣衆質一七一第一二八号)一及び二についてでお答えしたとおり、「大使館」の旧事務所及び大使公邸の取扱いについては、現在も先方と銳意協議中であり、旧事務所の一部建物及び大使公邸の取扱いなどもあり、協議は完了していないが、

協議内容についてこれ以上明らかにすること

は、先方との関係もあり、差し控えたい。

九及び十について
お尋ねのような事例はない。

う。)の旧事務所の建物の一部は、平成十九年三月三十日に予定されていた大使館の移転以前より使用しており、現在、車庫、倉庫以外にも、例えば、洗車場として使用している。

三から六までについて
御指摘の「旧建物」は大使公邸と同じ敷地にあり、全体の敷地面積は約二千七百平方メートルであり、また、御指摘の「新建物」の敷地面積は約一万五千平方メートルである。なお、御指摘の「旧建物」及び「新建物」について、車庫、倉庫等の敷地面積のみを示すことは困難である。

月三十日に予定されていた大使館の移転以前より使用しており、現在、車庫、倉庫以外にも、

「大使館」の新建物への移転が済んだ今も、旧建物と大使公邸の取り扱いを巡り、ロシア側と協議をしなくてはならなくなつたのはなぜか。新規建物への移転が済んだ以上、少なくとも旧建物は用済みであり、その賃借料の支払も終えることであるが、右はいつからか。

一 「政府答弁書」によると、「大使館」の旧建物の一部が現在車庫、倉庫等として使われているとして使われていることが明らかにされている。右を踏まえ、質問する。

二 「政府答弁書」には「車庫、倉庫等」とあるが、車庫及び倉庫以外に「大使館」の旧建物の一部が

提出者 鈴木 宗男

一及び二について
在ロシア日本国大使館(以下「大使館」とい

パキスタンの核兵器開発を主導した科学者

に対する我が国企業の核資機材輸出に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第一五二号)を踏まえ、再度質問する。

一 昨年十二月八日の報道で、パキスタンで「核開発の父」と呼ばれている科学者アブドゥル・カディール・カーン博士が共同通信の取材に対して、一九八四年までに我が国を訪問し核開発に重要な部品を我が国の企業にいくつか注文していた旨答え、カーン氏が核製造に必要な部品を我が国で調達していたことが明らかにされている。また、本年二月十六日付の新聞報道では、一九七〇年代以降、リングマグネット等の核開発に必要な特殊磁石等の資機材が複数の日本企業からカーン氏に対して大量に販売されていたことが同氏本人の証言によりわかつたとしていることにつき、前回質問主意書で、政府として、右新聞報道にある、カーン氏による我が国での核開発に必要な各部品及び核資機材の調達について、事実関係を確認する考えはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の報道の内容は、千九百七十年代から千九百八十年代にかけてのものであることなどから、その事実関係の確認は容易ではないが、引き続き可能な範囲で確認に努めてまいりたい。」との答弁がなされている。右答弁は、現時点で政府として、右新聞報道にあるカーン氏による我が国での核開発に必要な各部品及び核資機材の調達に

ついて、事実関係を確認すべく、何らかの調査(以下、「調査」という。)を行っていることを表していると理解して良いか。

二 一で、「調査」を行っているのならば、「調査」はいつから、どの様な方法によって、政府部門内のどの部署が担当して行われているのか明らかにされたい。

三 「調査」は現在どの様な進捗状況にあるか説明されたい。

四 政府としていつ頃までに「調査」を終える予定であるか。

五 「前回答弁書」で政府は「確認された内容をどのように扱うかは、事柄の性質も踏まえ、適切に判断してまいりたい。」と答弁しているが、政府として、「調査を終えた後、可能な範囲でその内容を国民に説明し、カーン氏による我が国での核開発に必要な各部品及び核資機材の調達の事実関係を国民に明らかにする考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第二〇六号

平成二十一年三月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出パキスタンの核兵器

開発を主導した科学者に対する我が国企業の核資機材輸出に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出パキستانの核

兵器開発を主導した科学者に対する我が国企

業の核資機材輸出に関する第三回質問に

対する答弁書

一から五までについて

御指摘の報道の内容については、引き続き可

能な範囲で事実関係の確認に努めているが、その具体的な方法等について明らかにすること

は、事柄の性質上、差し控えたい。確認された内容をどのように扱うかについては、前回答弁書(平成二十一年三月六日内閣衆質一七一第一五一号)一から三までについてお答えしたとおりである。

平成二十一年三月十二日提出
質問 第二〇七号
平成二十一年二月十一日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

平成二十一年二月十一日提出
質問 第二〇七号
平成二十一年二月十一日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する再質問主意書

一 前回質問主意書で、外務省HPに本年二月十一日付で掲載されている「日韓外相会談(概要)」には、中曾根大臣より竹島問題の提起がなされた旨の記述は見られないのはなぜか、外務省として、「外相会談において竹島問題がとり上げられたことを国民に隠す必要があると考えているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成二十一年二月二十七日内閣衆質一七一第一三三号)二、三、五及び六についてでお答えしたとおりであるが、外務省としては、御指摘の外相会談の内容について、対外的に適切に説明しており、『国民に隠す』との御指摘は当たらないものと考えている。」との答弁がなされている。外務省は右答弁にある様に、「外相会談」の内容については対外的にきちんと説明を行っているとしているものの、「日韓外相会談(概要)」には、中曾根大臣より竹島問題の提起がなされた旨の記述はないとの承知するが、改めて確認を求める。

二 これまでの答弁書によると、本年二月十一日、韓国の首都ソウルで行われた、中曾根弘文外務大臣と柳明桓外交通商部長官による日韓外

相会談(以下、「外相会談」という。)において、中曾根外務大臣より竹島の領有権については、我が国には我が国の立場がある旨指摘したこと

が明らかにされているが、外務省として、「外相会談」において中曾根大臣より竹島問題の提起がなされたことを最初に国民に明らかにしたのはいつか。

三 「前回答弁書」(内閣衆質一七一第一六九号)を踏まえ、再質問する。

一 これまでの答弁書によると、本年二月十一日、韓国の首都ソウルで行われた、中曾根弘文外務大臣と柳明桓外交通商部長官による日韓外相会談(概要)において、中曾根大臣より竹島問題の提起がなされた旨の記述がない理由は何か。

四 「日韓外相会談(概要)」以外で、外務省として「外相会談」で中曾根大臣より竹島問題の提起がなされたことを国民に明らかにし、説明を行つたことはあるか。あるのなら、外務省がどの様な機会にそれを明らかにし、説明を行つたのか、全て明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第二〇七号

平成二十一年三月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年二月十

一日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年二月十一日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する再質問に対する答弁書

内閣衆質一七一第二〇七号
平成二十一年三月十九日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年二月十
一日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二について

御指摘のとおりである。

三について

先の答弁書(平成二十一年二月二十七日内閣衆質一七一第一三三号)二、三、五及び六についてお答えしたとおりである。

平成二十一年三月十二日提出
質問 第二〇八号

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する再質問主

意書

提出者 鈴木 宗男

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年二月十

一日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

問主意書

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する再質

問主意書

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する再質

問主意書

平成十五年十一月十五日に開催された竹島北方領土返還要求運動島根大会(以下、「大会」という。)と、毎年二月二十二日の「竹島の日」に行われる記念式典(以下、「記念式典」という。)につき、どちらも島根県主催で開催されるものであるが、問題の原点の地である島根県の県民に対して、十分な説明を行つてきているか、それぞれから十分な理解を得られていると政府は認識しているかと

問うたところ、「前回答弁書」では「政府として御指摘の記念式典に政府職員を出席させることはしなかつたが、先の答弁書(平成二十一年二月二十七日内閣衆質一七一第一三六号)についてお答えしたとおり、外務省としては、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不斷に検討しつつ、必要な施策を実施してきており、今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい。」との答弁がなされている。当方が問うているのは、「大会」と「記念式典」に対する政府の対応の違いに見られる様に、竹島問題に対する政府の取組が、北方領土問題に対する政府の取組と比較してあまりにも異なることについて、な

し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不斷に検討しつつ、必要な施策を実施しているかり、説明がつかない」との御指摘は当たらないものと考える。」と答弁している。しかし、「大会」も「記念式典」も同様に島根県が主催している会合であるが、前者には外務大臣はじめ然るべき大臣、政府職員が出席している一方で、後者には誰も出席しないと、政府の対応が著しく異なる。前回質問主意書で、「大会」と「記念式典」に対する政府の対応が著しく異なることについて、政府として国民、特に竹島問題原点の地である島根県の県民に対してどの様な説明を行つてきているか、それぞれから十分な理解を得られていると政府は認識しているかと

問うたところ、「前回答弁書」では「政府として御指摘の記念式典に政府職員を出席させることはしなかつたが、先の答弁書(平成二十一年二月二十七日内閣衆質一七一第一三六号)についてお答えしたとおり、外務省としては、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不斷に検討しつつ、必要な施策を実施してきており、今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい。」との答弁がなされている。当方が問うているのは、「大会」と「記念式典」に対する政府の対応の違いに見られる様に、竹島問題に対する政府の取組が、北方領土問題に対する政府の取組と比較してあまりにも異なることについて、な

ぜ政府としてその様な対応をとらざるを得ないのか、国民、特に竹島問題原点の地である島根県の県民に対して、十分な説明を行つてきている点である。当方は「今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい」と、政府の決意の披瀝を求めているのではない。政府として、竹島問題に対する政府の取組と、北方領土問題に対する政府の取組のあり方が大きく異なることについて、これまで国民、特に竹島問題原点の地である島根県の県民に対してどの様な説明を行つてきたのか、再度質問する。

二 政府として、竹島問題に対する政府の取組と、北方領土問題に対する政府の取組のあり方が大きく異なることについて、国民、特に竹島問題原点の地である島根県の県民から、十分な理解を得られていると政府は認識しているかと

問うたところ、「前回答弁書」では「政府として御指摘の記念式典に政府職員を出席させることはしなかつたが、先の答弁書(平成二十一年二月二十七日内閣衆質一七一第一三六号)についてお答えしたとおり、外務省としては、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不斷に検討しつつ、必要な施策を実施してきており、今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい。」との答弁がなされている。当方が問うているのは、「大会」と「記念式典」に対する政府の対応の違いに見られる様に、竹島問題に対する政府の取組が、北方領土問題に対する政府の取組と比較してあまりにも異なることについて、な

ぜ政府としてその様な対応をとらざるを得ないのか、国民、特に竹島問題原点の地である島根県の県民に対して、十分な説明を行つてきている点である。当方は「今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい」と、政府の決意の披瀝を求めているのではない。政府として、竹島問題に対する政府の取組と、北方領土問題に対する政府の取組のあり方が大きく異なることについて、これまで国民、特に竹島問題原点の地である島根県の県民に対してどの様な説明を行つてきたのか、再度質問する。

三 島根県民は、竹島問題に対する政府の取組に大きな不満を抱いているものと思料するが、政府の認識如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第二〇八号
平成二十一年三月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出我が國が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書(平成二十年十一月十八日内閣衆質一七〇第二一七号)一から三までについてでお答えしたとおり、北方領土問題及び竹島問題の経緯及び状況等を踏まえ、それぞれの領土問題について適切に対応してきており、これまでも、その旨を対外的に説明してきている。いずれにせよ、今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい。

三について

先の答弁書(平成二十一年三月十日内閣衆質一七一第一七〇号)一から三までについてでお答えしたとおりである。

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年二月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

米穀の新用途への利用の促進に関する法律(目的)
第一条 この法律は、我が国の水田が農業生産及び食料の供給に果たす役割的重要性にかんが

み、水田の主要な生産物である米穀の新用途への利用を促進するための措置を講ずることにより、米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、水田の有効活用に寄与し、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「新用途米穀加工品」とは、米穀粉、飼料その他の米穀の加工品であつて、その普及により米穀の新用途への利用が促進されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

第二条 この法律において「新用途米穀加工品」とは、特定畜産物等の生産又は販売の事業を行う者

二 特定畜産物等の生産又は販売の事業を行う者

6 この法律において「促進事業者」とは、次に掲げる者又は事業協同組合その他の政令で定める法人でこれらの者を構成員とするもの(以下「促進事業協同組合等」という)。

一 新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造又は販売の事業を行う者

ハ 新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産の高度化又は需要の開拓を図るために措置で進されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

二 特定畜産物等の生産又は販売の事業を行う者

7 この法律において「生産製造連携事業」とは、生産者及び製造事業者(促進事業者が第一号ハに掲げる措置を行う場合にあつては、生産者、製造事業者及び促進事業者)が、第一号並びに第二号イ及びロに掲げる措置のすべて(促進事業者が同号ハに掲げる措置を行う場合にあつては、第一号並びに第二号イ、ロ及びハに掲げる措置のすべて)を行うことにより新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造までの一連の行程(促進事業者が同号ハに掲げる措置を行う場合にあつては、新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産又は販売の行程を含む)の総合的な改善をする事業をいう。

三 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という)を定めるものとする。

8 この法律において「新品種育成事業」とは、新用途米穀加工品の原材料に適する稲の新品種の育成をする事業であつて、米穀の新用途への利用の促進に特に資するものをいう。

(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 米穀の新用途への利用の促進の意義及び基本的な方向

二 生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、米穀の新用途への利用の促進に関する重要な事項

二 前号に掲げる措置を行うために必要な次に掲げる措置

イ 新用途米穀加工品の原材料に適する新たな稲の品種の導入、新用途米穀の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の導入その他の製造事業者の需要に適確に対応しに際し配慮すべき重要な事項

た新用途米穀の生産を図るために措置

口 新用途米穀加工品の製造に要する費用の低減に資する製造の方式の導入又は施設の整備その他の新用途米穀加工品の製造の高度化を図るために措置

官 報 (号外)	
<p>3 基本方針は、新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造に関する技術水準、食料需給の長期見通しその他の事情を勘案して定めるものとする。</p> <p>4 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。</p> <p>5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(生産製造連携事業計画の認定)</p> <p>第四条 生産者及び製造事業者(促進事業者が第二条第七項第二号ハに掲げる措置を行おうとする場合にあつては、生産者、製造事業者及び促進事業者は)は、共同して、生産製造連携事業に関する計画(農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等にあつては、その構成員の行う生産製造連携事業に関するものを含む。以下「生産製造連携事業計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その生産製造連携事業計画が適當である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 生産製造連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>一 生産製造連携事業計画を作成する者の商号、名称又は氏名、住所及び主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 生産製造連携事業の目標</p> <p>三 生産製造連携事業の内容(当該生産製造連携事業に製造事業者又は促進事業者(当該製造事業者又は促進事業者が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。)の行う農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条の農業改良措置(第八条第一項において「農業改良措置」という。)を支援するための措置(農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。同項において「農業改良支援措置」という。)が含まれる場合にあつては、その措置の内容を含む。)及び実施期間</p> <p>四 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模</p> <p>五 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項</p> <p>六 生産製造連携事業に新用途米穀加工品である飼料の製造に関する措置が含まれる場合にあつては、当該飼料の製造を行う事業場の名称及び所在地並びに当該飼料を保管する施設及び当該飼料を販売する事業場の所在地</p> <p>七 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>八 その他農林水産省令で定める事項</p>
<p>第六条 新品種育成事業を行おうとする者は、新品種育成事業に関する計画(以下「新品種育成計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その新品種育成計画が適切なものであり、かつ、生産製造連携事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>2 新品種育成計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 新品種育成事業の目標</p> <p>二 新品種育成事業の内容及び実施期間</p> <p>三 新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>4 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その生産製造連携事業計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、生産製造連携事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>3 農林水産大臣は、第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る生産製造連携事業計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 農林水産大臣は、第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る新品種育成事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 認定育成事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 農林水産大臣は、認定育成事業者が前条第一項の認定に係る新品種育成計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定生産製造連携事業計画」という。)に従つて生産製造連携事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。</p> <p>(新品種育成計画の認定)</p> <p>第六条 新品種育成事業を行おうとする者は、新品種育成事業に関する計画(以下「新品種育成計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その新品種育成計画が適切なものであり、かつ、生産製造連携事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>2 新品種育成計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 新品種育成事業の目標</p> <p>二 新品種育成事業の内容及び実施期間</p> <p>三 新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p>	
官 報 (号外)	
<p>3 基本方針は、新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造に関する技術水準、食料需給の長期見通しその他の事情を勘案して定めるものとする。</p> <p>4 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。</p> <p>5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(生産製造連携事業計画の認定)</p> <p>第四条 生産者及び製造事業者(促進事業者が第二条第七項第二号ハに掲げる措置を行おうとする場合にあつては、生産者、製造事業者及び促進事業者は)は、共同して、生産製造連携事業に関する計画(農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等にあつては、その構成員の行う生産製造連携事業に関するものを含む。以下「生産製造連携事業計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その生産製造連携事業計画が適當である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 生産製造連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 生産製造連携事業計画を作成する者の商号、名称又は氏名、住所及び主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 生産製造連携事業の目標</p> <p>三 生産製造連携事業の内容(当該生産製造連携事業に製造事業者又は促進事業者(当該製造事業者又は促進事業者が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。)の行う農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条の農業改良措置(第八条第一項において「農業改良措置」という。)を支援するための措置(農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。同項において「農業改良支援措置」という。)が含まれる場合にあつては、その措置の内容を含む。)及び実施期間</p> <p>四 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模</p> <p>五 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項</p> <p>六 生産製造連携事業に新用途米穀加工品である飼料の製造に関する措置が含まれる場合にあつては、当該飼料の製造を行う事業場の名称及び所在地並びに当該飼料を保管する施設及び当該飼料を販売する事業場の所在地</p> <p>七 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>八 その他農林水産省令で定める事項</p>	<p>3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その生産製造連携事業計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、生産製造連携事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>2 新品種育成計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 新品種育成事業の目標</p> <p>二 新品種育成事業の内容及び実施期間</p> <p>三 新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>4 農林水産大臣は、第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る生産製造連携事業計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 農林水産大臣は、第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る新品種育成事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 認定育成事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 農林水産大臣は、認定育成事業者が前条第一項の認定に係る新品種育成計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定生産製造連携事業計画」という。)に従つて生産製造連携事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。</p> <p>(新品種育成計画の認定)</p> <p>第六条 新品種育成事業を行おうとする者は、新品種育成事業に関する計画(以下「新品種育成計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その新品種育成計画が適切なものであり、かつ、生産製造連携事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>2 新品種育成計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 新品種育成事業の目標</p> <p>二 新品種育成事業の内容及び実施期間</p> <p>三 新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p>

届出があったときは、その変更後のもの。以下

「認定新品種育成計画」という。に従つて新品種

育成事業を行つていないと認めるときは、その

認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定について

準用する。

(農業改良資金助成法の特例)

第八条 認定生産製造連携事業計画に従つて行う

生産製造連携事業(以下「認定生産製造連携事

業」という。)に農業改良支援措置が含まれる場

合において、当該認定生産製造連携事業を行う

認定製造事業者等(第四条第一項の認定を受け

た製造事業者又は促進事業者をいう。以下この

項目において同じ。)又は認定製造事業者等が事業

協同組合等若しくは促進事業協同組合等である

場合におけるその構成員が当該農業改良支援措

置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業

改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規

定を適用する。この場合において、同法第三

条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及

び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」

と、「農業者又はその組織する団体(以下「農業

者等」という。)とあるのは「同法第四条第二項

第三号の農業改良支援措置を行う認定製造事業

者等」(同法第八条第一項の認定製造事業者等を

いい、当該認定製造事業者等が同法第二条第四

項の事業協同組合等又は同条第六項の促進事業

協同組合等である場合には、その直接又は間接

の構成員を含む。以下同じ。)と、同条第二項

中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の

新用途への利用の促進に関する法律」と、「農業

者等」とあるのは「認定製造事業者等」と、同法

第四条中「一農業者等」とあるのは「一認定製造

事業者等」と、同法第八条中「その申請者(その

者が団体である場合には、その団体を構成する

農業者」とあるのは「その申請者」と、「その經

營」とあるのは「その申請者と共同で米穀の新用

途への利用の促進に関する法律第八条第一項

の認定生産製造連携事業を実施する農業者の

経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とす

る。

2 農業改良資金助成法第二条(前項の規定によ

り適用される場合を含む。)の農業改良資金(同

法第五条第一項の特定地域資金を除く。)であつ

て、認定事業者(認定事業者が農業協同組合

等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等で

ある場合にあつては、その構成員を含む。)が認

定生産製造連携事業を実施するのに必要なもの

の償還期間(据置期間を含む。)は、同項の規定

にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令

で定める期間とする。

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

の特例)

2 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画

の変更について第五条第一項の認定を受け、又

は同条第二項の届出をしたときは、当該認定生

産製造連携事業計画に記載された事業のうち、

生産製造連携事業計画に記載された事業についての主要

食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成

六年法律第百十三号)第四十七条第一項又は第

二項の規定による届出をしなければならないも

のについては、これらの規定による届出をした

ものとみなす。

(食品流通構造改善促進法の特例)

第十一條 食品流通構造改善促進法(平成三年法
律第五十九号)第十一條第一項の規定により指

定された食品流通構造改善促進機構は、同法第
十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業

務を行うことができる。

1 食品(食品流通構造改善促進法第二条第一

項に規定する食品をいう。)の生産、製造、加

工又は販売の事業を行う者(以下この項にお

いて「食品製造業者等」という。)が実施する認

定生産製造連携事業に必要な資金の借入れに

係る債務を保証すること。

2 認定事業者がその生産製造連携事業計画

について第四条第一項の認定を受けたときは、

当該生産製造連携事業計画に記載された事業の

うち、飼料の製造の事業についての飼料の安全

性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二

十八年法律第三十五号)第五十条第一項又は第

四項の規定による届出をしなければならないも

のについては、これらの規定による届出をした

もののみなす。

3 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画

の変更について第五条第一項の認定を受け、又

は同条第二項の届出をしたときは、当該認定生

産製造連携事業計画に記載された事業のうち、

生産製造連携事業計画に記載された事業についての主要

食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成

六年法律第百十三号)第四十七条第一項又は第

二項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定による届出

をしたるもののみなす。

官 報 (号 外)

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律(以下「利用促進法」という。)第十一 条第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び利用促進法第十一 条第一項第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は利用促進法第十一 条第一項第一号に掲げる業務
第一項第一号	掲げる業務	一項各号に掲げる業務
第二十条第一項第三号	この章	この章若しくは利用促進法
第二十一条第一項第四号	第十四条第一項	第十四条第一項(利用促進法第十一 条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第二十二条第一号	第十三 条第一項、第十四 条第一 项	第十三 条第一項若しくは第十四条第一項(これらの規定を利用促進法第十一 条第二項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)
第二十三条第一号	第十八 条第一項	第十八 条第一項(利用促進法第十一 条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)
第二十三条第二号	同項	第十九 条第一項 み替えて適用する場合を含む。)

(種苗法の特例)
第十二条 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従つて行われる新品種育成事業の成果に係る登録品種種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定新品種育成計画における新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。)について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業を行う認定育成業者であるときは、政令で定めるところによ

り、登録料を軽減し、又は免除することができ
る。

四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定新品種育成計画における新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。)

第十六条 農林水産大臣は、認定事業者又は認定

同一の品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業を行う認定育成事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一 その出願品種の育成をいう。次項第一号において同じ。)をした者

二 その出願品種が種苗法第三条第一項に規定する従業者等(次項第二号において「従業者等」という。)が育成した同条第一項に規定する職務育成品種(同号において「職務育成品種」という。)であつて、契約、勤務規則その他によりあらかじめ同項に規定する使用者等(以下この条において「使用者等」とい
う。)が品種登録出願をすることが定められて
いる場合において、その品種登録出願をした使用者等

三 その出願品種の育成をした者

第十三条 国は、米穀の新用途への利用を促進するため、情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるとともに、米穀の新用途への利用の促進の意義に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

(資金の確保)

第十四条 国は、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画に従つて行われる生産製造連携事業又は新品種育成事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第十五条 国は、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画に従つて行われる生産製造連携事業又は新品種育成事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行ふものとする。

官報(号外)

育成事業者に対し、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画の実施状況について報告を求めることができる。

(権限の委任) この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができるのである。

(罰則) この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができるのである。

第十八条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(食料・農業・農村基本法の一部改正) 第二条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法

育成事業者に対し、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画の実施状況について報告を求めることがある。

(権限の委任) この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができるのである。

(罰則) この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができるのである。

(罰則)

第十八条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(食料・農業・農村基本法の一部改正) 第二条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法

育成事業者に対し、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画の実施状況について報告を求めることがある。

(権限の委任) この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができるのである。

(罰則)

第十八条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(食料・農業・農村基本法の一部改正) 第二条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第三十八号)を、中小企業

者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第三十八号)及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第

号)に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第四条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百二十四条第二項第三号中「第十一一条第一項」の下に「又は米穀の新用途への利用の促進に

関する法律(平成二十一年法律第号)第八条第一項」を加える。

第一百二十七条第一項第一号二中「第十一一条第一項の下に「又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律第八条第一項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(食料・農業・農村基本法の一部改正) 第二条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法

3 生産製造連携事業計画等の認定を受けた者に対する支援措置

合には、農業改良資金助成法の特例(製造

事業者等の貸付対象への追加、償還期限の延長)、食品流通構造改善促進法の特例(食品流通構造改善促進機構による債務保証の対象への追加等)等の措置を講ずるものとすること。

(一) 生産製造連携事業計画の認定を受けた場

合には、農業改良資金助成法の特例(製造

事業者等の貸付対象への追加、償還期限の延長)、食品流通構造改善促進法の特例(食品

流通構造改善促進機構による債務保証の対象への追加等)等の措置を講ずるものとすること。

(二) 新品種育成計画の認定を受けた場合は、種苗法の特例(新品種の出願料及び登録料の減免)の措置を講ずるものとすること。

(三) 本件に対し、別紙のとおり附帯決議が付することに決した。

二 議案の可決理由

本件は、米穀の新用途への利用の促進を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議が付することに決した。

右報告する。

平成二十一年三月十九日

〔別紙〕
農林水産委員長 遠藤 利明
衆議院議長 河野 洋平殿

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案に対する附帯決議

項の実現に努め、水田の有効活用を促進するとともに、米を含めた食品に対する消費者の信頼の確保等に努めるべきである。

記

一 米粉・飼料用米等の価格が主食用米と比べ極めて低水準にあることを踏まえ、米粉・飼料用

米等について十分な支援水準を確保すること。

また、多収品種の開発や直播栽培の導入等の低成本化生産技術の確立及びその普及に向けた支援を充実・強化すること。

二 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たつては、食料自給力の強化と食料自給率の向上を図るため、水田の有効活用方策や米の生産調整の在り方等について、関係者の意見を十分踏まえつつ、長期的視点に立った施策の構築を図ること。

三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情

報の伝達に関する法律案附則第五条第二項の検討に当たつては、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原产地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとすること。

四 米については、主食用、米粉用及び飼料用等用途別に大幅な価格差が存在し、これを利用し

て不当な利得を得ようと考える事業者が存在す

ることを前提とした上で、横流し等による不正規流通を防止するため、米の流通に対する行政

による監視体制を強化すること。

右決議する。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案

右
国会に提出する。

平成二十一年二月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

(目的)
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

第一条 この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に

関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎となるとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品(米穀並びに薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定す

る医薬品及び医薬部外品を除き、料理を含む。以下同じ。)であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「米穀事業者」とは、米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者があつては「譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡し」とする。

(米穀事業者における産地情報の伝達)

第四条 米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の譲渡しをする場合における指定米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前項の規定の適用については、同項中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。

(搬出、搬入等の記録の作成)

第五条 米穀事業者は、米穀等について搬出、搬入、廃棄又は亡失をしたときは、第三条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により当該行為について記録を作成しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その名称、数量、年月日(亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期)、搬出及び搬入をした場所(他の米穀事業者との間で搬出をしたときは、相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした場所)その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における前項の規定の適用については、同項中「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡し」とあるのは、「米穀等の譲渡

官報(号外)

らない。ただし、少量の米穀等について廃棄又は亡失をした場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(記録の保存)

第六条 米穀事業者は、第三条第一項及び前条の規定による記録を、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(米穀事業者の努力)

第七条 米穀事業者は、第三条第一項及び第五条の規定による記録のほか、米穀等に関し、保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通に資する事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

(一般消費者に対する産地情報の伝達)

第八条 米穀事業者(他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。)は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第十九条の十三第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従つて当該指定米穀等の産地を表示しなけれ

ばならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

2 前項の場合において、米穀事業者が販売又は提供をする指定米穀等について、その産地の情報をお伝えする場合における当該米穀事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみなす。

3 前二項の規定は、主務省令で定める規模その他要件に該当する米穀事業者が指定米穀等(料理、酒類その他の主務省令で定めるものに限る。)について一般消費者への提供をする場合については、適用しない。

(勧告及び命令)

第九条 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送

業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関する報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他の米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に關係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第十一条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。

1 第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに前条第一項の規定による報告の徵収及び立入検査(第四条、第八条又は第九条の規定を施行するために行うものに限る。)に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣

2 前条第一項の規定による報告の徵収及び立入検査(前号に掲げるものを除く。)に関する事項 農林水産大臣

務大臣の権限は、前項本文(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、内閣総理大臣又は農林水産大臣がそれぞれ単独で行使することとするときは、あらかじめ、その勧告の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定により单独で第九条第一項の規定による勧告をしようとするときは、速やかに、その結果について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

4 前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前条第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

5 次の各号に掲げる大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める大臣に対し、前条第一項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

一 内閣総理大臣又は農林水産大臣 財務大臣

二 財務大臣 内閣総理大臣又は農林水産大臣

6 前項の規定により要請を受けた大臣は、当該要請を受けて講じた措置を、内閣総理大臣又は農林水産大臣の要請を受けて講じたものにあつては内閣総理大臣及び農林水産大臣に、財務大臣に通知するものとする。

7 この法律における主務省令は、内閣府令・農

官 報 (号 外)

- 林水産省令・財務省令とする。ただし、第三条
第一項、第五条及び第六条に規定する主務省令
は、農林水産省令・財務省令とする。
- 8 内閣総理大臣は、この法律に規定する権限
(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に
委任する。
- 9 財務大臣は、政令で定めるところにより、こ
の法律に規定する権限の全部又は一部を国税庁
長官に委任することができる。
- 10 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び
前項の規定により国税庁長官に委任された権限
の全部又は一部は、政令で定めるところによ
り、これを地方支分部局の長に委任することができ
る。
- 11 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び
第八項の規定により消費者庁長官に委任された
権限に属する事務の一部は、政令で定めるところ
により、都道府県知事が行うこととするこ
ができる。
(罰則)
- 第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、
五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第三条第一項又は第五条の規定に違反して
記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した
者
- 二 第四条第一項(同条第二項の規定により読
み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反
して伝達をせず、又は虚偽の伝達をした者
- 三 第六条の規定に違反した者
- 四 第九条第二項の規定による命令に違反した

- 五 第十条第一項の規定による報告をせず、若
しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ
る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若し
くは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽
の答弁をした者
- 第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代
理人、使用人その他の従業者が、その法人又は
人の業務に関し、前条の違反行為をしたとき
は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対
して同条の刑を科する。
- 附 則
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第四条の規定 公布の日
- 二 第二条第三項及び第四項、第四条、第八
条、第九条、第十二条第二号及び第四号、次
条並びに附則第六条の規定 公布の日から起
算して二年六月を超えない範囲内において政
令で定める日
- (経過措置)

- 第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律の施行の状況につい
て検討を加え、必要があると認めるときは、そ
の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす
る。
(消費者庁設置法の一部改正)
- 第六条 消費者庁設置法(平成二十一年法律
第 号)の一部を次のように改正する。
- 第四条第十四号の次に次の二号を加える。
- 十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録
及び産地情報の伝達に関する法律(平成二
十一年法律第 号)の施行に関する事
務のうち同法第二条第三項に規定する指定
米穀等の産地の伝達(酒類の販売、輸入、
加工、製造又は提供の事業に係るもの)を除
く。)に関すること。

- 第三条 この法律の施行の日から附則第一条第二
号に掲げる規定の施行の日の前日までの間にお
ける第三条第一項並びに第十一条第五項及び第
六項の規定の適用については、第三条第一項中
「名称(指定米穀等にあっては、その名称及び產
地)」とあるのは「名称」と、第十一条第五項及び
第六項中「内閣総理大臣又は農林水産大臣」とあ
り、並びに同項中「内閣総理大臣及び農林水產
大臣」とあるのは「農林水産大臣」とする。
- 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の
施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)
- 第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律の施行の状況につい
て検討を加え、必要があると認めるときは、そ
の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす
る。
- 一 議案の目的及び要旨
- 本案は、米穀等に關し、食品としての安全性
を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図
り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための
措置の実施の基礎とともに、米穀等の產
地情報の提供を促進するため、米穀等の販売等
の事業を行う者に対し、米穀等の譲受け、譲渡
等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義
務付けようとするものであり、その主な内容は
次のとおりである。
- 1 取引等に係る情報の記録
- 米穀及び米穀を原材料とする飲食料品(以
下「米穀等」という。)の販売、輸入、加工、製
造又は提供の事業を行う者(以下「米穀事業
者」という。)は、米穀等について譲受け又は
譲渡し等をしたときは、その名称(その産地

官 報 (号外)

を識別することが重要と認められる米穀等（以下「指定米穀等」という。）にあっては、その名称及び産地、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所等に関する記録を作成し、保存しなければならないものとすること。

2 産地情報の伝達等

(一) 米穀事業者は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供等をするときは、その包装又は容器への表示等の方法により、当該指定米穀等の産地を、一般消費者等に伝達しなければならないものとすること。

(二) 主務大臣は、米穀事業者が一般消費者に対する産地情報の伝達を行わない場合に、必要な措置を講すべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。

3 報告及び立入検査等

(一) 主務大臣は、米穀事業者等に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、立入検査をさせることができるものとすること。

(二) この法律における主務大臣は、物資の種類に応じ、取引等に係る情報の記録に関するものは、農林水産大臣又は財務大臣とし、産地情報の伝達に関しては、内閣総理大臣・農林水産大臣又は財務大臣とするものとすること。

（以下「米穀等」という。）にあっては、その

4 施行期日

（小字は修正）

この法律は、公布の日から起算して一年六月（産地情報の伝達の規定については、二年六月）を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とともに、米穀等の産

地情報の提供を促進するための措置として、おもね妥当なものと認めるが、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、政府は、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時に際する措置を講ずること。

二 第二条第三項及び第四項、第四条、第八条、第九条、第十二条第二号及び第四号、次条並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

2 政府は、前項に規定するもののほか、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加え、必要な措置を講ずること。

三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案附則第五条第二項の検討に当たっては、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講

〔別紙〕

（小字は修正）

〔別紙〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

政府は、これらの法律の施行に当たり、左記事項の実現に努め、水田の有効活用を促進するとともに、米を含めた食品に対する消費者の信頼の確保等に努めるべきである。

二 情報の伝達に関する法律案に対する附帯決議

官報(号外)

地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

四 米については、主食用、米粉用及び飼料用等用途別に大幅な価格差が存在し、これを利用して不当な利得を得ようとされる事業者が存在することを前提とした上で、横流し等による不正規流通を防止するため、米の流通に対する行政による監視体制を強化すること。

右決議する。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年二月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

ができる。

第七条の三 農林水産大臣は、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が前条の農林水産省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その業務の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

平成二十一年二月十七日
内閣総理大臣 麻生 太郎
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 生産調整方針(第五条—第七条)」を「第一款 生産調整方針(第五条—第七条)」、「第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項(第七条の二・第七条の三)」に改める。

第二章第二節第二款の次に次の二款を加える。

(遵守事項)
第七条の二 農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定めることができる。

(勧告及び命令)

第七条の三 農林水産大臣は、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が前条の農林水産省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その業務の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

平成二十一年二月十七日
内閣総理大臣 麻生 太郎
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

第五十六条中「第三十八条」を「第七条の三第二項又は第三十八条」に改める。

第五十七条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第五十八条を削る。

第五十九条 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行つた者は、五十万円以下の罰金に処す。

第六十条中「第五十五条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対しても」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六条(第七条の三第二項に係る部分に限る) 一億円以下の罰金刑

二 第五十五条、第五十六条第七条の三第二項に係る部分を除く。又は前二条 各本条の罰金刑

第六十二条中「十万円」を「二十万円」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二章第二節第一款の次に一款を加える。

一 議案の目的及び要旨
本案は、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るため、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項に関する規定を整備するとともに、立入検査の忌避等に対する罰則を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

1 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守すべき事項

この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

える改正規定並びに第五十三条、第五十六条及び第六十条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

官報(号外)

方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行ふ者が遵守すべき事項を定めることがで

きるものとすること。

(二) 農林水産大臣は、米穀の出荷又は販売の

事業を行う者が遵守事項を遵守していないと認めるときは、業務の方法を改善すべきことを勧告し、その勧告に従わないときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ず

ることができるものとする」と。

2 罰則の強化

立入検査の忌避等に対する罰則の強化を行うこと。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする」と。

ただし、1については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十一年三月十九日

農林水産委員長 遠藤 利明

衆議院議長 河野 洋平殿

平成二十一年三月二十四日 衆議院会議録第十七号 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔別紙〕

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

議

政府は、これらの法律の施行に当たり、左記事項の実現に努め、水田の有効活用を促進するとともに、米を含めた食品に対する消費者の信頼の確保等に努めるべきである。

記

一 米粉・飼料用米等の価格が主食用米と比べ極めて低水準にあることを踏まえ、米粉・飼料用

また、多収品種の開発や直播栽培の導入等のコスト化生産技術の確立及びその普及に向けた支援を充実・強化すること。

二 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、食料自給力の強化と食料自給率の向上を図るため、水田の有効活用方策や米の生産調整の在り方等について、関係者の意見を十分踏まえつつ、長期的視点に立った施策の構築を図ること。

三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地検討に当たっては、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品

について、速やかに、その主要な原材料の原产地表示を義務付けることについて検討を加え、用途別に大幅な価格差が存在し、これを利用して不当な利得を得ようと考える事業者が存在することを前提とした上で、横流し等による不正規流通を防止するため、米の流通に対する行政による監視体制を強化すること。

右決議する。

官 報 (号 外)

平成二十一年三月二十四日

衆議院会議録第十七号

明治二十二年三月三十日
郵便物認可日

發行所
二東京一 獨立番○ 行政四都五 法區港八 人虎ノ四 國立門四 印門二五 刷丁目
電話
03 (3587) 4294
定 價
(本體 本号一部 一一〇円)